

# 産業建設委員会 会議録

日 時 令和2年3月11日（水曜日）  
午後1時30分開会、午後2時54分閉会  
令和2年3月13日（金曜日）  
午前10時00分開会、午後0時31分閉会  
場 所 第4委員会室

## 日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項

### (1) 付託された議案の審査

- ア 議案第 7 号 土浦市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
- イ 議案第 8 号 土浦市営住宅条例の一部改正について
- ウ 議案第 14 号 令和2年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算
- エ 議案第 15 号 令和2年度土浦市駐車場事業特別会計予算
- オ 議案第 19 号 令和2年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算
- カ 議案第 20 号 令和2年度土浦市下水道事業会計予算
- キ 議案第 21 号 令和2年度土浦市水道事業会計予算
- ク 議案第 22 号 市道の路線の認定について
- ケ 議案第 23 号 市道の路線の廃止について
- コ 議案第 25 号 訴えの提起について
- サ 議案第 26号 令和元年度土浦市一般会計補正予算（第8回）～第1表歳入歳出予算補正歳出中第5款（農林水産業費）、第6款（商工費）、第7款（土木費）、第11款（災害復旧費）、第2表繰越明許費中第5款（農林水産業費）、第7款（土木費）、第11款（災害復旧費）中第2項（土木関係災害復旧費）
- シ 議案第 30 号 令和元年度土浦市下水道事業特別会計補正予算（第4回）

### (2) 付託された請願・陳情について

- ・受理番号1  
「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書

### (3) 予算特別委員会産業建設分科会付託議案の審査

- ア 議案第 13 号 令和2年度土浦市一般会計予算～第1表歳入歳出予算歳出中第5款（農林水産業費）、第6款（商工費）、第7款（土木費）、第1

1 款(災害復旧費), 第 2 表債務負担行為中(風車周辺花壇設置及び管理委託料)

(4) 報告事項

ア 工事発注状況報告について

(5) その他

4 閉 会

---

出席委員 (8 名)

委員長	勝田	達也
副委員長	小坂	博
委員	内田	卓男
委員	柏村	忠志
委員	寺内	充
委員	矢口	清
委員	柳澤	明
委員	平石	勝司

---

欠席委員 (0 名)

---

説明のため出席した者 (12 名)

都市産業部長	塚本	隆行
建設部長	岡田	美徳
商工観光課長	皆藤	秀宏
農林水産課長	室町	和徳
都市計画課長	佐々木	啓
建築指導課長	坂本	憲一
道路課長	草間	正志
住宅営繕課長	櫻井	良哉
下水道課長	和田	利昭
公園街路課長	浅岡	武徳
水道課長	黒須	清一
農業委員会事務局長	下村	浩

---

事務局職員出席者 川上 勇二

---

傍聴者 0 名

---

○**勝田委員長** 只今から産業建設委員会を開催いたします。それでは早速、協議事項に入ります。付託議案の審査につきまして、始めに議案第7号土浦市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○**草間道路課長** 議案書の29ページをお願いいたします。今回の改正は、道路の構造一般的な技術基準を定めている政令の道路構造令の改正に伴い、市の条例を改正するものでございます。改正のポイントは2つございます。1つ目が、自転車通行帯の新設でございます。道路交通法には、自転車通行帯というものが規定されておりますが、道路構造令には規定がなかったことから、新たに自転車通行帯を規定するとともに、設置要件を定めるものでございます。ポイントの2つ目が、自転車道の設置要件でございます。道路そのものの設定速度が60km以上であるものは、自転車道を設置するよう定めるものでございます。これら自転車通行帯、自転車道の設置要件につきましては、いずれも自動車や自転車の交通量の多い道路と定められております。その他、合わせて所要の改正を行うものでございます。31ページをお願いします。上から10行目にあります第8条の2が、今回、新たに規定をしました自転車通行帯に関する条文でございます。下から6行目の第9条が、設計速度60km以上の道路を、自転車道の設置要件としたものでございます。なお、改正条例の施行につきましては、公布の日からとなります。説明の方は以上でございます。

○**勝田委員長** 只今の説明について、何かご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○**勝田委員長** なければお諮りいたします。議案第7号土浦市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**勝田委員長** ご異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案どおり決しました。次に、議案第8号土浦市営住宅条例の一部改正について、執行部より順次説明願います。

○**櫻井住宅営繕課長** 議案書33ページをお願いします。こちらは、令和2年4月1日に民法の一部を改正する法律が施行されることに伴い市営住宅条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容については、市税を滞納している方であっても、完納が見込める方の入居を認める。それから連帯保証人に債務の極度額を履行する責任を負わせる。それから、今まで連帯保証人は、自然人しか認めていなかったものを、保証法人、民間機関まで認める規定を設けたものでございます。35ページをお願いします。今説明した改正箇所になります。それから、前回、柳澤委員から期間保証について質問がありましたが、今、民間法人と、お話をしている段階で、確定ではないので、公営住宅用の説明が、詳しくできません。市の顧問弁護士とも協議して、やっていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○**勝田委員長** ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

- 寺内委員 訴訟の時、顧問弁護士と相手の弁護士が話し合うのか。
- 櫻井住宅営繕課長 そうではなく、顧問弁護士と契約を結んでいただくよう、この会社と話しています。
- 寺内委員 市の顧問弁護士と契約したら、市の訴訟に出られなくなるだろう。
- 櫻井住宅営繕課長 違う弁護士だと、スムーズに進まなくなっちゃいますので。
- 寺内委員 逆だよ。それをやったら市の顧問弁護士、受けられなくなっちゃう。民間の弁護を受けてるんだもの。両方の弁護、できないだろう。まあ、今、勉強中ってことだから、いいよ。
- 柳澤委員 まず、やってみなよ。
- 櫻井住宅営繕課長 その辺のところ、よく研究させていただいて対応させていただきます。
- 内田委員 立派な答弁ですね。
- 勝田委員長 その他、ございますか。  
(「なし」という声あり)
- 勝田委員長 なければお諮りいたします。議案第8号土浦市営住宅条例の一部改正については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」という声あり。)
- 勝田委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案どおり決しました。次に、議案第14号令和2年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算について、執行部より説明願います。
- 佐々木都市計画課長 予算書233ページをお願いいたします。令和2年度の予算につきましては、第1条に示させていただいた通り歳入歳出それぞれ8億7,182万3,000円でございます。詳細につきましては、3枚おめくりいただきまして239ページをお願いいたします。239ページが、事項となりますが、歳入につきましては、一般会計の繰入金その他、過年度借換条件付き発行債、借換債ですか、そちらが歳入。1枚おめくりいただきまして、240ページをお願いいたします。こちらが公債費ということで、中央1丁目市街地再開発用地取得事業など6事業に対する公債費でございます。241ページから243ページにつきましては、今説明した詳細でございます。説明につきましては以上となります。
- 勝田委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。
- 内田委員 6事業の内容は。
- 佐々木都市計画課長 常名虫掛線、木田余の市民運動広場、総合運動公園、中央1丁目市街地再開発、川口二丁目の用地等を購入した時の償還です。
- 勝田委員長 その他、ございますか。  
(「なし」という声あり)
- 勝田委員長 なければお諮りいたします。議案第14号令和2年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」という声あり)

○勝田委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案どおり決しました。

次に、議案第15号令和2年度土浦市駐車場事業特別会計予算を、執行部より説明願います。

○浅岡公園街路課長 予算書247ページをお願いいたします。市営駐車場6ヶ所の管理運営のための経費でございます。歳入歳出の総額は1億3,890万9,000円で、前年度と比較いたしまして2.2%の減となっております。説明書で説明させていただきますので255ページをお願いいたします。歳入でございます。1款使用料につきましては、6ヶ所の市営駐車場の利用料金でございます。256ページの繰入金と257ページの3款の諸収入は、科目の計上でございます。258ページの繰入金については、西口駐車場の償還が、令和元年度で終了しましたことから、本年度は計上ございません。259ページをお願いいたします。歳出でございます。1目業務管理費は、6ヶ所の市営駐車場の維持管理に要する経費でございます。12節委託料でございますが、機械設備の保守点検等に要する経費でございます。14節工事請負費でございます。説明欄の駐車場施設改修工事費は、平成9年度の運用開始から22年が経過し、老朽化により支障が出てきている駅西駐車場のトイレ改修工事を実施するものでございます。監視カメラ交換工事費につきましては、駅東駐車場の監視カメラ44台の交換工事でございます。24節積立金は、今後の駐車場施設の設備更新等に備え積み立てるものでございます。27節繰出金は、これまで事業収入を保つため、一般会計から繰入金を計上しておりましたが、駐車場整備に関わる公債費が令和元年度で終了となり、その繰入が不要となることから、一般会計へ繰り出すものでございます。260ページをお願いいたします。2款公債費は、駅東駐車場大規模修繕工事に係る償還金でございます。262ページをお願いいたします。地方債の平成30年度末の額、令和元年度末の見込み額、令和2年度末の見込み額でございます。説明は以上でございます。

○勝田委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

○内田委員 地方債の残りは西口のやつか。

○浅岡公園街路課長 この2億400万円は、駅東の大規模補修の償還金です。

○内田委員 西口の借金は、全部、終わったのか。

○浅岡公園街路課長 はい。

○内田委員 これ、償還、いつ、終わるの。

○浅岡公園街路課長 令和15年まで。

○小坂副委員長 定期駐車料金が1万円に下がったが、利用者は増えたのか。

○浅岡公園街路課長 若干ですが、増えております。

○勝田委員長 その他、ございますか。

(「なし」という声あり)

○勝田委員長 なければお諮りいたします。議案第15号令和2年度土浦市駐車場事業特別会計予算は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○勝田委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案どおり決しました。

次に、議案第19号令和2年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算について、執行部より説明願います。

○和田下水道課長 下水道課でございます。予算書の369ページをお願いします。令和2年度土浦市農業集落排水事業特別会計の歳入歳出の総額は、それぞれ1億2,515万円でございます。前年度との比較では、約3.5%の増でございます。予算の詳細につきましては377ページをお願いします。歳入歳出予算の事項別明細の歳入でございます。1款1項1目の受益者分担金につきましては、農業集落排水への新規加入予定件数としまして2件分を計上しております。378ページをお願いします。2款1項1目の農業集落排水使用料は、市内6地区にございます排水処理施設の運営に伴う使用料金でございます。現年度分及び滞納繰越分の計上でございます。379ページをお願いします。3款1項1目の農業集落排水事業費補助金は、河川や湖沼の水質保全のため、森林湖沼環境税の活用により排水処理施設からのリンの除去支援及び下水道接続事業に対する補助金でございます。また、3款2項1目の農業集落排水事業費交付金は、20年以上が経過した5つの処理場施設につきまして、将来に渡る最適な整備構想の策定費用に対する交付金でございます。農業集落排水事業の歳入につきましては以上でございます。次に、歳出につきまして、ご説明いたします。383ページをお願いします。1款1項1目の農業集落排水事業管理費は、市内6地区の排水処理場及び管渠施設の維持管理に要する経費でございます。始めに、主な経費について、ご説明いたします。10節需用費の光熱費は、処理場施設及び管路施設におけるマンホール圧送ポンプの電気料等でございます。続きまして、12節委託料は、6地区の処理場とポンプ施設の維持管理等に係る委託料でございます。14節工事請負費は、排水施設の補修や更新及び汚水柵の設置に要する費用でございます。384ページをお願いします。18節の負担金補助及び交付金は、農業集落排水事業の運営に係る各協議会等への負担金及び河川や湖沼等の水質向上のための新規下水道接続に対する補助金でございます。385ページをお願いします。2款公債費は、起債の借入れに対する償還元金と利子分の経費でございます。農業集落排水事業特別会計の説明は、以上でございます。よろしくをお願いします。

○勝田委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

○寺内委員 農業集落排水事業の受益者負担金は、下水道と同じに取ってるのか。

○和田下水道課長 下水道については面積当たりで賦課されています。農業集落排水事業については、整備費に対する参加者で設定しています。処理場により分担金が違っていますので、新規加入の場合には、その額を納めてもらっています。

○内田委員 2億からの借金、あと10年くらい掛かるの。

○和田下水道課長 令和9年ころに、概ね、見通しがつくと思います。

○内田委員 修繕については、どう考えてるの。

○和田下水道課長 公共下水道の長寿命化と同じように進めていきたいと思っています。

○内田委員 公共下水道会計と一緒にならないのか。

○和田下水道課長 農業集落排水事業も令和5年をめどに移行するように求められています。合体できるかどうかはわかりません。

○勝田委員長 他にございますか。

(「なし」という声あり)

○勝田委員長 なければお諮りいたします。議案第19号令和2年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○勝田委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案どおり決しました。

次に、議案第20号令和2年度土浦市下水道事業会計予算について、執行部より説明願います。

○和田下水道課長 下水道課でございます。議案第20号令和2年度土浦市下水道事業会計予算につきまして、予算書の391ページをお願いします。下水道事業の予算につきましては、令和2年度より地方公営企業法の財務規定を適用しますことから、特別会計から企業会計となり予算構成が変更となりますので、よろしくお願います。始めに下水道事業会計予算の第2条業務の予定量でございますが、市内の水洗化戸数は6万1,453戸の見込みでございます。また、年間の総汚水量につきましては、約1,520万1,000<sup>m</sup>の予定のため、1日平均で申し上げますと、約4万1,647<sup>m</sup>でございます。続きまして、主な建設改良事業でございますが、污水管渠整備事業・污水ポンプ場整備事業・雨水排水路整備事業及び下水道施設の長寿命化を図るためのストックマネジメント事業を予定しております。続いて第3条の収益的収入及び支出でございます。収入につきましては45億8,980万9,000円の収益でございます。支出につきましては43億8,512万7,000円の費用の計上でございます。また、収益的収支の詳細につきましては、後ほど、事項別明細書により、ご説明いたします。392ページをお願いします。第4条の資本的収入及び支出でございます。収入につきましては15億708万5,000円を計上しており、支出につきましては29億9,873万4,000円の計上でございますが、資本的支出に対する収入の不足分につきましては、当年度分の損益勘定留保資金等により補てんするものでございます。また、資本的収支の内容につきましても、第3条と同じく、後ほど、事項別明細書により説明させていただきます。なお、支出の総額は73億8,386万1,000円でございますが、公営企業会計への移行に伴い、下水道資産の減価償却費等、現金での出し入れを伴わない経費が新たに計上となりますので、前年度との比較では、66.3%の増となります。続いて第4条の2の特例的収入及び支出は、下水道使用料の年度内、未収入分と工事請負費等の繰越費用の支出が主なものでございます。第5条の企業債につきましては、公共下水道整備事業及び流域下水道の建設負担金の借り入れであり、起債に関する事項でございます。393ページをお願いします。第6条から第10条につきましては、工事請負等の支払いに関して一般会計からの一時借り入れ限度額及び

予算流用の範囲や議決事項等を規定する条項でございます。397ページをお願いします。令和2年度土浦市下水道事業会計実施計画書でございます。始めに下水道事業の予算書につきましては、先ほど申し上げました通り、会計方式が変更となるため397ページの通り令和元年度までの特別会計における歳入と歳出の標記が収益的収入と支出及び398ページの通り、資本的収入と支出の記載となります。また、399ページから403ページは、下水道事業における資産及び起債の償還等を標記した貸借対照資料等でございます。続きまして令和2年度土浦市下水道事業会計の予算事項別明細につきましては、404ページをお願いします。始めに収益的収入及び支出でございます。収益的収支は、年度ごとの事業経営により発生する全ての収益と経費でございます。主に、下水道事業の維持管理経費にあたるものでございます。始めに収入からご説明いたします。1款下水道事業収益の1項営業収益は、下水道使用料金等の収入でございます。また、2項の営業外収益は、一般会計からの繰り入れにあたる3目の他会計補助金及び森林湖沼環境税を活用した下水道接続補助金等、国や県からの補助金の他、6目の長期前受金戻入は、下水道施設の建設に要した費用について、毎年の減価償却費分を一般会計補助や国庫補助額として戻し入れるものでございます。続きまして405ページをお願いします。収益的支出でございます。1款下水道事業費用の1項営業費用は、下水道管渠やポンプ場の維持管理及び料金徴収の委託費用や事業運営に係る経常的な費用等の他、406ページをお開きいただきまして、県の霞ヶ浦浄化センターに収めております6目の流域下水道維持管理負担金並びに407ページの8目減価償却費につきましては、管渠やポンプ場等、下水道施設の毎年の減価償却分として計上しております。続きまして2項営業外費用は、起債の利子分及び下水道使用料の収入に対する消費税の納付額でございます。続いて3項特別損失は、確定申告前における前年度分の消費税納付に要する費用等でございます。408ページをお願いします。こちらの一覧表は、資本的収入及び支出でございます。資本的収支は下水道施設の新設や改修整備等、資産の構築に係る収入と支出でございます。始めに収入からご説明いたします。1款資本的収入は、公共下水道工事等の起債や受益者負担金及び汚水・雨水施設の整備に係る一般会計並びに国からの補助金でございます。続きまして支出について、ご説明いたします。1款資本的支出の1項建設改良費は、管渠やポンプ場等の整備に係る建設経費や県の流域下水道事業に係る建設負担金等でございます。続いて409ページの2項企業債償還金は、下水道整備における工事請負費等、企業債の起債償還に要する費用でございます。なお、410ページから416ページにつきましては、職員の給与等人件費の内訳及び下水道施設の減価償却費並びに現在、東筑波工業団地内で施工中のポンプ場新設における継続費調書等の資料が添付してございます。下水道事業会計の説明は、以上でございます。よろしくをお願いします。

○勝田委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

○内田委員 392ページ、第4条の2で、未収金及び未払の額が、それぞれ約4億、3億とあるんですが、これは民間で言う貸し倒れ、もらえないものの積み重ねなの。



欠損か。

○和田下水道課長 未収金というのは、前年分の徴収すべき使用料で、年度を越したものです。欠損分ではございません。

○勝田委員長 他にございますか。

(「なし」という声あり)

○勝田委員長 なければお諮りいたします。議案第20号令和2年度土浦市下水道事業会計予算は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○勝田委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第20号は、原案どおり決しました。

次に、議案第21号令和2年度土浦市水道事業会計予算について、執行部より説明願います。

○黒須水道課長 予算書419ページをお願いします。始めに、第2条業務の予定量でございしますが、給水戸数は6万2,278戸で、昨年度比で約800戸の増となっておりますが、給水量は1,450万9,000m<sup>3</sup>で、前年度比約31万m<sup>3</sup>の増加を予定してございます。次に、主な建設改良事業でございしますが、配水管の新設・老朽管の布設替・配水場の施設の更新を行っていく予定でございします。次の第3条、水道事業収益でございしますが、35億6,510万4,000円で、前年度比2.6%の減、水道事業費用34億5,126万1,000円で、前年度比1.3%の減となっております。420ページをお願いします。資本的収入は3億970万円で、前年度比14.4%の減でございします。資本的支出は15億3,093万9,000円で、前年度比1.7%の増でございします。なお、この資本的収入が資本的支出に不足する額12億2,123万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたします。なお、この第3条の収益的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出につきましては、事項別明細でご説明いたします。433ページをお願いいたします。始めに、収益的収入及び支出について、ご説明いたします。まず収入でございしますが、第1款の水道事業収益につきましては、前年度と比べ、約9,500万円の減収を見込んでおります。この収益の主なものでございしますが、1目の給水収益は、各用途別の水道料金収入及び量水器の使用料でございします。次の2目の受託工事収益は、主に道路改良や下水道等の各種工事に伴う水道管移設の費用を一般会計から負担していただくものです。次の3目その他営業収益は、指定工事店の登録に係る手数料や消火栓の付け替えに伴う負担金等でございします。その中、水道加入金でございしますが、平成9年、水道給水を普及する目的としまして、資本的収入を計上しておりましたが、現在、普及率が98.3%と、向上したため、当時より、公営企業の維持管理費である営業費用が増加していることから、令和2年度は、収益的収入に計上いたしました。続いて2項営業外収益は、434ページをお願いいたします。1目受取利息は、定期預金等の利息でございします。2目長期前受金戻入は、平成26年度から企業会計制度の見直しにより新たに設けられた収益でございします。水道管等の資産の財源である工事負担金や新規水道加入金等の減価償却に合

わせ、耐用年数の期間に渡って、各年度、収益として計上するものでございます。しかしながら、現金として存在するものではありません。続きまして支出でございます。水道事業費用ですが、前年度と比べますと、約4,500万円の減、率にいたしますと、約1.3%の減となっております。その中1項の営業費用の1目原水及び受水費の主なものですが、435ページをお願いします。受水費で、これは県の企業局からの浄水の購入費用でございます。続いて2目配水及び給水費の主なものでございますが、436ページをお願いします。委託料の中、配水業務委託料は、大岩田配水場はじめ市内4配水場のポンプ運転並びに保安管理業務委託の費用でございます。437ページをお願いします。3目受託工事費の主なものは、工事請負費で、水道管を破損させてしまった時の被害漏水修理や道路改良等で、水道管移設費用が主なものでございます。次に4目業務費でございます。438ページをお願いします。委託料として、水道料金徴収業務に係るものが主なものでございます。続いて440ページをお願いします。2項営業外費用の主なものは、1目支払い利息で、これまでの施設整備に充当した企業債の利息の支払いでございます。なお、企業債について、現在、残高増減見込み等に関する調書を449ページに記載しておりますので、後程、ご参照ください。440ページにお戻り願います。3項特別損失の2目過年度損益修正損は、漏水等による過年度の水道料金の減額分を計上するものでございます。同じく3目その他特別損失は、平成26年度からの制度改正により、水道課職員の退職給付金を計上したものでございます。以上が収益的収入及び支出でございます。続いて441ページをお願いします。まず資本的収入について、説明いたします。1目企業債は、水道管の敷設等、施設整備にあてる費用でございます。次の2項1目の一般会計負担金は、神立駅西口地区土地区画整理事業に伴う配水管布設負担金でございます。次の3項の加入金につきましては、先ほど説明したとおりです。続いて資本的支出について説明いたします。442ページをお願いします。1目排水設備の中、主なものとして配水管の新設や老朽管の布設替えの工事請負費でございます。443ページをお願いします。2目の営業設備の中、固定資産購入費は、神立配水場内の機器の更新が主なものでございます。次に2項1目の企業債償還金は、配水施設整備等に係る企業債の元金償還金でございます。以上が令和2年度水道事業会計予算の概要のご説明は以上でございます。

○勝田委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

○柏村委員 下水道には、地下水が入っているんですか。

○寺内委員 今、水道をやってるんだよ。下水じゃないよ。

○柏村委員 あ、ごめんなさい。比較したんです。

○内田委員 水道でいいんだよな。

○柏村委員 地下水が入っているのかどうか。

○黒須水道課長 今、井戸水は水道水として使っておりません。

○内田委員 前は使っていたんだよ。

○柏村委員 今は使っていないけど、その水は、下水に入るんでしょう。だった、飲ま

ないけど、庭にとか、野菜とかにやるじゃない。

○勝田委員長 それが浸透して下水に入るという話ですか。

○柏村委員 いや、浸透じゃなくて、具体的に・・・。

○内田委員 下水道の話だろう、水道の話じゃない。

○柏村委員 今のところはね。

○和田下水道課長 井戸水をお使いのところは、一人当たりにつき6m<sup>3</sup>をカウントしています。

○柏村委員 地下水の、使ったらって、昔、言ったことがあるんだ。

(「それなら水道だ」という声あり)

○柏村委員 水道の話だよ。県の企業局から買うが、県の企業局が安くしていないんじゃないかなと思って。その辺、どうですか。

○内田委員 要望してるだろう。

○黒須水道課長 事前の委員会で報告をさせていただきましたが、毎年、要望をやらせていただいています。今年度は、県の企業局の方で、県南の余っている水を県西に融通する計画を立てていただいています・・・。

○内田委員 そういう努力をやっているんだよ。

○黒須水道課長 土浦市では年間7,000万強、安くなるという計画を、今、進めています。

○勝田委員長 他にございますか。

(「なし」という声あり)

○勝田委員長 なければお諮りいたします。議案第21号令和2年度土浦市水道事業会計予算は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○勝田委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第21号は、原案どおり決しました。次に、議案第22号市道の路線の認定について、執行部より説明願います。

○草間道路課長 議案書の57ページをお願いします。市道路線の認定でございます。市道の認定につきましては、記載の通り5路線でございます。神立314号線から西根南二丁目9号線まで、順次、説明いたします。神立314号線は、第二学校給食センターの西側に位置します中神立町地内に、一誠商事(株)による開発面積、約8,440m<sup>2</sup>、36区画の宅地分譲地内に、幅員が6.0m、延長262.99mの市道を認定するものでございます。両側に側溝が敷設され、舗装も完了しております。並木二丁目16号線は、都和保育所の南側に位置します並木二丁目地内に、(株)アーネストワンによる開発面積、約1,160m<sup>2</sup>、5区画の宅地分譲地内に、幅員が6.00から10.00m、延長29.76mの市道を認定するものでございます。両側に側溝が敷設され、舗装も完了しております。真鍋三丁目17号線は、市民会館の北西に位置します真鍋三丁目地内に、茨城グランディハウス(株)による開発面積、約3,930m<sup>2</sup>、18区画の宅地分譲地内に、幅員が6.0m、延長63.90mの市道を認定するものでございます。両側に側溝が敷設され、舗装も完了してござい

す。西根南二丁目8号線につきましては、市営竹の入第二住宅の木造戸建て部分にあります舗装道路で、今般、住宅の取り壊しに伴いまして、市営住宅敷地を土地所有者に返還するにあたり、すでに地元住民の生活道路になっている当該舗装道路部分を、住宅営繕課からの依頼により、幅員5.00m、延長97.06mの市道として認定するものでございます。西根南二丁目9号線は、市営竹の入第二住宅の南東側に位置します西根南二丁目地内に、ケイアイスター不動産(株)による開発面積、約2,600㎡、7区画の宅地分譲地内に、幅員が幅員6.00から14.55m、延長55.00mの市道を認定するものでございます。両側に側溝が敷設され、舗装も完了しております。説明は以上でございます。

○勝田委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

○内田委員 西根南二丁目8号線、これは地主に返すって話だよな。

○草間道路課長 はい。

○内田委員 という事は、役所絡みだ。民間企業の開発に対しては6mの指導をしてるのに、市が絡んだものは5mって、何事かなと思って。

○櫻井住宅営繕課長 今までは丁字路だったんですが、今度は十字路になりまして、私どもで調査をしたら、ここの交差点、今までは狭かったんで、スピードが出せなくてよかったんですが、今度、6mにしちゃうと、危険で、6mよりは、ちょっと絞った形で、5mに拡幅を。今、4.5mなので。それを道路課に依頼しました。

○内田委員 住宅営繕課長が交通安全課長の発想でやったということか。

○櫻井住宅営繕課長 そんな感じですよ。申し訳ございません。

○内田委員 役所でやってることと指導してるのが違うので、意見を言いました。

○櫻井住宅営繕課長 申し訳ございませんでした。

○勝田委員長 他にございますか。

(「なし」という声あり)

○勝田委員長 なければお諮りいたします。議案第22号市道の路線の認定については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○勝田委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第22号は、原案どおり決しました。

次に、議案第23号市道の路線の廃止について、執行部より説明願います。

○草間道路課長 議案書の67ページをお願いいたします。市道廃止につきましては、1路線でございます。新治北232号線は、延長9.54m、幅員2.70から2.90mの行き止まりの市道でございますが、隣接土地所有者が、払い下げを希望しております。現地を確認したところ、道路としての機能、形態が全く無く、払い下げに支障がないと判断しまして、市道の認定を廃止するものでございます。場所については71ページ、本郷のコミュニティセンターの東側となります。以上でございます。説明は以上です。

○勝田委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○勝田委員長 なければお諮りいたします。議案第23号市道の路線の廃止については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○勝田委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第23号は、原案どおり決しました。次に、議案第25号訴えの提起について、執行部より説明願います。

○櫻井住宅営繕課長 議案書79ページをお願いいたします。表記、1番上の市営霞ヶ岡第二住宅の方は、市営住宅の滞納家賃の納付及び明け渡しを求めるものでございます。それから表記が霞ヶ岡住宅の方は、敷地賃借料の納付及び敷地の返還を求めるものでございます。お手元に資料をお配りしましたが、内田委員から、もっと整理がつかないのかという話がありましたが、黄色の部分が市の所有ですが、赤色と青色は個人の所有となっております。真ん中に道路の形態があるんですが、住んでいる方に売るとしても、区画整理のようなことをしないとできないような状況になっていまして、今回の対象の方は、紫色に塗った所の方ですが、処分するには難しい状況ですから、今、住んでいる方は、貸付料を取るなどして、存続していくかと思っております。更地の状態になれば、返還をしたいと考えています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○勝田委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○勝田委員長 なければお諮りいたします。議案第25号訴えの提起については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○勝田委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第25号は、原案どおり決しました。

次に、議案第26号令和元年度土浦市一般会計補正予算(第8回)～第1表歳入歳出予算補正歳出中第5款(農林水産業費)、第6款(商工費)、第7款(土木費)、第11款(災害復旧費)中第4項(産業関係災害復旧費)、第3表繰越明許費中第5款(農林水産業費)、第7款(土木費)について、執行部より順次説明願います。

○室町農林水産課長 議案書31ページをお願いします。5款農林水産業費3目農業振興費、5目農業近代化対策費、7目畜産費、8目農地費については、事業費の確定により減額するものでございます。32ページをお願いします。2項1目林業振興費につきましては、事業費の確定により減額するものでございます。私からは以上となります。

○皆藤商工観光課長 引き続き32ページをお願いいたします。6款商工費1項商工費2目商工業振興費でございますが、こちらは自治金融制度利子補給金の減額補正でございます。理由といたしましては、あっせん件数及び金額の減少に伴うものでございます。続きまして6目花火大会費でございますが、こちらの花火大会につきましては7,700万円の補助金でございます。その内の2,100万円につきましては、協賛金を見込んでいたものですが、今回、協賛金が得られなかったことから、その部分は一般財源を活用するというものでございます。説明は以上でございます。

- 草間道路課長** 同じく32ページの7款土木費1項土木管理費2目地籍調査費につきましては、補助金の確定によりまして、事業費の不足分について、一般財源を充当するものでございます。続きまして、33ページをお願いいたします。2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費の13節委託料につきましては、道路台帳加除補正委託料でございます。繰越等に伴います作業路線の減少のほか、入札差金が発生したことによる減額補正でございます。19節負担金補助及び交付金につきまして、現在、県が進めております木田余地区の急傾斜地対策工事でございます。県の事業費が減額して確定したことに伴います負担金の減額補正でございます。続いて2目道路維持費の15節工事請負費につきましては、舗装打替え工事でございます。国の交付金が減額となりましたことから、残事業費を考慮して、減額補正するものでございます。道路課は以上でございます。
- 和田下水道課長** 下水道課でございます。同じく33ページの中段、7款3項の3目排水路整備事業費は、防衛省の補助金を活用した西根竹の入都市下水路の整備費でございますが、交付額の確定に伴う補正減でございます。下水道課は、以上でございます。
- 佐々木都市計画課長** 4項都市計画費1目都市計画総務費でございます。こちら、12節の役務費から17節公有財産購入費につきましては、第Ⅱ期亀城モール整備工事、残り1名の地権者と協議中でございますが、今年度、工事支出の見込みがないことから減額するものでございます。1枚おめぐりいただきまして、19節負担金補助及び交付金でございますが、まず、負担金でございますが、複数の市町村をまたぐ赤字路線バスに対して、助成をしているものでして、額が確定したことから、増額いたしたいというものでございます。その下の協働のまちづくりファンド事業につきましては、現在、協議中でございますが、今年度中には申請まで行けないということで、減額いたしたいというものでございます。その下、22節補償補填及び賠償金でございますが、先ほど説明させていただいた第Ⅱ期亀城モール整備工事の補償費について減額いたしたいというものでございます。その下、25節積立金につきましては、協働のまちづくり基金の利子が確定いたしましたことから、それに伴う増額補正でございます。説明は以上でございます。
- 浅岡公園街路課長** 同じページ、2目都市施設管理費につきましては、13節委託料、こちらは荒川沖駅東口公衆トイレの工事实施設設計におきまして、市の住宅営繕課で設計を実施したことによる減額補正でございます。15節工事請負費につきましては、土浦駅西口エスカレーターの改修工事を実施した際の入札差金に伴います減額補正でございます。説明は以上でございます。
- 坂本住宅営繕課長** 続きまして3目建築指導費でございますが、13節並びに19節につきましては、既存建築物の耐震等に関する申請件数が無かったことにより減額でございます。以上です。
- 浅岡公園街路課長** 同じく34ページ、5日常名虫掛線街路事業費につきましては、15節工事請負費、17節公有財産購入費、22節補償補填及び賠償金につきまし

ては、事業費確定に伴います減でございます。35ページをお願いいたします。8目田村沖宿線延伸道路整備事業費につきましては、15節工事請負費、22節補償補填及び賠償金につきましても、工事費確定に伴います減でございます。9目荒川沖木田余線街路事業費につきましては、15節工事請負費は、国の交付金の配分の減による事業費確定に伴う減でございます。10目木田余神立線街路事業費につきましては、15節工事請負費、17節公有財産購入費は、事業費確定に伴います補正減でございます。説明は以上でございます。

○**室町農林水産課長** 2枚ページをおめくりいただきまして、39ページをお願いいたします。11款災害復旧費の1目農業施設災害復旧費でございます。こちらは、台風関連の補正になります。13節の説明欄にあります農道堆積物処理委託料の減につきましては、処理に係る委託料が確定したため、補正減をお願いするものでございます。19節負担金補助及び交付金の説明の欄にございます土浦市農協系統農業災害資金利子給付金は、農協系統農業災害資金で融資を受けて農業用施設等の復旧を行う農業者に対して、負担軽減のために、利子助成を行うもので、同じ名称が2つございますが、台風15号と台風19号における1月から3月までの利子補給金となります。7ページの方にお戻り願います。第2表繰越明許費補正です。5款1項農業費一般地帯土地改良費事業でございますが、農業かんがい排水の工事について、年度内の完了が見込めなくなったことから、繰越をお願いするものでございます。私からは、以上でございます。

○**草間道路課長** 同じく7ページの上から3つ目の7款土木費の1項土木管理費につきましては、地籍調査事業でございます。また、第2項道路橋梁費につきましては、道路ストック修繕事業から道路新設改良事業までの6事業、いずれも年度内の完了が困難となりましたことから、繰越をお願いするものでございます。道路課は、以上でございます。

○**和田下水道課長** 下水道課でございます。同じく7ページの中段、7款3項の河川費は、都市下水路整備事業及び小規模排水路整備事業につきまして、年度内の完了が困難なことから繰越をお願いするものでございます。下水道課は、以上でございます。

○**浅岡公園街路課長** 同じく7ページ、4項都市計画費でございます。亀城モール整備事業他5事業につきましては、年度内の完了が見込めないことから、繰越をお願いするものでございます。以上でございます。

○**櫻井住宅営繕課長** 5項住宅費の公営住宅敷地返還事業につきましては、やはり、年度内の完了が難しいことから、繰越をするものでございます。場所につきましては、常名第三住宅でございます。以上でございます。

○**坂本住宅営繕課長** 8ページをお願いします。11款災害復旧費の2項土木関係災害復旧費、被災住宅復旧緊急支援事業でございます。台風15号関連でございますが、900万円ほど繰越をして対応をしているところです。よろしくをお願いいたします。

○**勝田委員長** ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

○柏村委員 常名の工事発注・・・。

(「それは違うよ」という声あり)

○柏村委員 違うの。

○勝田委員長 では、お諮りしてよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○勝田委員長 なければお諮りいたします。議案第26号令和元年度土浦市一般会計補正予算(第8回)～第1表歳入歳出予算補正歳出中第5款(農林水産業費),第6款(商工費),第7款(土木費),第11款(災害復旧費)中第4項(産業関係災害復旧費),第3表繰越明許費中第5款(農林水産業費),第7款(土木費)は,原案どおり決することに,ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○勝田委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第26号は,原案どおり決しました。

次に,議案第30号令和元年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第4回)について,執行部より説明願います。

○和田下水道課長 下水道課でございます。議案第30号令和元年度土浦市下水道事業特別会計補正予算につきまして,追加議案書の69ページをお願いします。令和元年度の下水道事業特別会計につきまして,繰越をお願いするものでございます。70ページをお願いします。第1表繰越明許費の一覧でございます。表中の1款1項の下水道管理費におきまして,3事業及び2項下水道建設費において3事業の合計6事業につきましては,年度内での完了が困難なことから繰越措置をお願いするものでございます。下水道課は以上でございます。よろしくをお願いします。

○勝田委員長 ただいまの説明について,ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○勝田委員長 なければお諮りいたします。議案第30号令和元年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第4回)は,原案どおり決することに,ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○勝田委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第30号は,原案どおり決しました。

本日の予定は終了しましたので,その他,執行部から報告をお願いします。

○室町農林水産課長 資料の新治第一排水機場に運転及び本郷不適切残土についてご覧をお願いします。

○草間道路課長 資料としてJRの工事についてご覧をお願いします。

○浅岡公園街路課長 亀城公園の堀の水質については改善されました。

○勝田委員長 本日の審議は,ここまでといたします。残りの審査は13日金曜日午前10時から行いますので,皆さん,よろしくお願ひいたします。13日は,当産業建設委員会に付託されました陳情について,意見陳述を行いたいとの申し出がございましたので,まず,陳情の審査を行い,その後,予算特別委員会の分科会の審査をおこなってまいりますので,よろしくお願ひいたします。それでは,これで散会といたします。お疲れ様でした。



(11日 14:54 散会)

(13日 10:00 再開)

- 勝田委員長** おはようございます。ただ今より、産業建設委員会を再開いたします。それでは早速、協議事項(2)付託された請願・陳情の審査に入ります。受理番号1の「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書を審査してまいります。審査の流れについて申し上げます。まず、陳述者の方に、意見陳述をしていただき、その後、質疑応答を行ってから審査をしてまいります。陳述者におかれましては、請願内容から逸脱することなく概要をお述べください。逸脱するようなことがあれば、委員長の方から注意をいたしますのでご了承願います。陳述していただく時間は、10分間でございます。なお、同伴者は発言できませんので注意願います。それでは意見陳述を始めてください。
- 白石勝巳** おはようございます。私は、茨城県労働組合総連合、茨城労連の白石と申します。本日は請願に係る意見陳述の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。茨城労連は、全国組織である全国労働組合総連合、全労連の地方組織で、県内の公務・民間の職場で働く労働者で組織する労働組合の連合体であります。私たちは、県内の労働者の生活の向上、権利を守るため、大幅賃上げや労働時間の短縮、働くルールの確立等、労働者の切実な要求の実現を目指し、活動しております。その中で、非正規労働者の均等待遇や最低賃金の引き上げ等にも力を入れているところです。全労連でつくりましたチラシと最低賃金のQ&Aという2種類の資料をお配りさせていただきました。こちらをご覧になりながら、私の話をお聞きいただければと思います。さて、茨城県の最低賃金は、昨年10月から849円になっています。最低賃金は、茨城労働局の諮問機関である茨城地方最低賃金審議会で審議をされます。茨城労連は、この審議会に、最低賃金の引き上げを求める意見書を、毎年、提出をしております。昨年は、茨城労連の組織内からも6団体が意見書を提出いたしました。また、昨年、一昨年と、茨城県も産業戦略部長名で、最低賃金の引き上げを求める意見書を提出しています。今年の2月に、茨城県労働政策課と懇談をした際に、労働政策課の課長さんは、今年も意見書を提出したいと。今年知事名で意見書を提出することも検討していると、お話をしておりました。国会の動向ですが、全労連が、昨年9月に9・30最低賃金国会内集会を開催しましたところ、その集会に、自由民主党、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、社会民主党の国会議員が参加し、れいわ新選組からビデオメッセージが寄せられました。自民党の最低賃金一元化議連事務局長の務台俊介衆議院議員は、最低賃金が、都道府県によって異なるため、若者が東京に集中する傾向を助長している。最低賃金引き上げと一元化の政策を自民党の政策の正面にもっていけるよう議連として頑張りたいと発言をしています。最低賃金の問題点は、時給が安くまともな生活ができない。全国一律制でないので、最低賃金の高い所に労働者が流出してしまい、人手不足が深刻になる。中小企業支援が極めて貧弱である。この3点です。安倍首相は、今年、2月の国会で、私の政権になってから、最低賃金が、毎年、3%、上がって

ると答弁をしていました。しかし、問題なのは、日本の最低賃金の水準が極めて低い事です。欧米では1,000から1,500円が当たり前で、アメリカでは、時給15ドルを決定した州もあります。また、非正規労働者が二千万人を越え、その内の55%、1,100万人が年収200万円のワーキングプアであるという中で、最低賃金ぎりぎり働いている非正規労働者が増大しています。茨城労連が、2018年に、県内44市町村を対象に実施した公契約アンケートでは、市町村役場で働く非正規職員の平均時給は854円、当時の最低賃金は822円でした。時給849円以下が19市町村、850円が10市町村ありました。市町村役場で働く非正規職員は、まさに最低賃金ぎりぎりのところで働いています。私たちが請願項目とした最低賃金時給1,500円は、かなりの高額に見えるかもしれませんが、しかし、一日8時間、一月21日働いた場合で、月収にして25万円、年収にすると300万円。そこから税金や社会保険料が引かれれば、それほど高い金額ではありません。最低賃金ぎりぎりの賃金では、収入が少なく、購買意欲が生まれず、消費が抑制されて、地域経済に悪影響を及ぼします。結婚もできず子育てもできないということになってしまいます。結果として、労働力の再生産ができなくて、社会そのものが崩壊の危機に陥ることになっています。大都市に比べて、茨城の生活費は安いのではないだろうかという意見もありますが、全労連が取り組んだ最低生計費試算調査では、大都市でも地方でも、生活費は、ほぼ同じであることが明らかになっています。大都市に比べて、地方は、家賃は低くなっていますが、一方で、公共交通機関が発達していないため自動車が必要となります。自動車の維持費等を考慮すると、トータルでは同じ水準になってしまいます。全労連の最低生計費試算調査は、この普通の生活をしようとする、どこでも誰でも、月収23万から25万円、時給にすると1,500円が必要であることを証明しています。最低賃金が上がると中小企業は倒産してしまうのではないかという意見もあります。茨城地方最低賃金審議会でも、使用した場合の企業の支払い能力を理由に、毎年のように、最低賃金を引き上げたら中小企業の経営は破綻すると反対しています。しかし、最低賃金と労働者の賃金が上がらなると、消費が抑制されて、経済が停滞し、結果として企業の経営に悪影響を及ぼします。私たちは2月に、一般社団法人茨城県経営者協会とも懇談を行いました。そこでは賃金を上げたくても、人件費の増加分や消費税の増税分を、商品の価格に転嫁できない中、どのようにして賃上げの原資を見つけだそうかと、苦勞しているお話を聞くことができました。協会の会員の要望で、一番多いのは、税金や社会保険料の負担軽減だそうです。つまり、最低賃金を引き上げるためには、中小企業支援の充実をセットで行う必要があるのです。最低賃金の引き上げは、非正規労働者の生活の問題だけでなく、日本社会の健全な発達や持続可能性に関わる社会的な大きな問題です。慎重な審議の上は、是非、この請願を採択いただきますよう、お願いを申し上げます、意見陳述とさせていただきます。ありがとうございました。

○勝田委員長 ありがとうございました。委員の皆様方から、陳述者に、ご質問、聞い

ておきたいことがありましたら、お願いします。如何でしょうか。

○柏村委員 東京であれどこであれ、生活費は、大体、同じであるということ、それは、どの辺のランクでおっしゃっているんですか。

○白石勝巳 チラシの裏の右側に表があります。これは最低賃金と必要な生計費ということ、でまとめたものです。表の真ん中に、必要な生計費という欄がありますが、この根拠なんです、先ほどの話の中にも、全労連が行っている最低生計費試算調査というものがありまして、これはマーケットバスケット方式、スーパーマーケットで、皆さんが買い物をする時に、必要な物を買って、金額を積み上げていくという手法なんです、皆さんが、どのような物が必要なのかという調査をしまして、それを金額に換算し、時給として計算したのになります。どのようなレベルかという質問だったかと思いますが、普通に生活ができるレベルということで考えています。

○柏村委員 スーパーマーケット、必要不可欠な場所だとは思いますが、もう1つの指標として、介護保険の段階、7段階ありますね。その介護保険料を指標として考えた場合は、もっと厳密に出るんじゃないかと思ったんですね。考え方として。今、あなたがおっしゃった事は、半分はうなずけるが、半分は、クエスチョンなんです。

○柳澤委員 基本的には、全く異議ないです。おっしゃるとおり賃金が低すぎる。私は議員をやりながら、もう1つ仕事をしていて、零細企業なんです。賃上げするのは、これは大変な作業なんです。下手をすれば経営がまいっちゃう。払ってやりたくても払えない現実があるにしても、そういう生活レベルがあるんですよ。だから全国で、このような話が当たり前に進んでいけば、政府も考えざるを得ない。それがないと経済が破綻してしまうんで。だから基本的には賛成。もう一つ主張して欲しいのは、非正規労働者が余りにも多すぎる。小泉内閣時代に、派遣が当たり前の政策を取ってしまった。この1,500円、ターゲットは非正規労働者の2,000万人なんだろうが、もう一歩進めて雇用形態を是正しようよと、その辺まで主張してもらったら、もっといいと思うんですよ。今、労働者8,000万人ぐらいかな。7,000万人ぐらいか。ですから4分の1ぐらいは非正規なんです。全く保障がないんですよ。ですから最低賃金1,500円も、これ、大いに結構。プラス雇用形態を言及してもらえば、もっといいと思う。

○内田委員 東京と地方の比較の話がありました。そういうものかなということなんですけど、例えば、労働生産性、人口密度を見ると、ひとり頭の売上げが全然違うんだよな。全国一律の値段で売っていますと、セブンイレブンが。それなのに賃金の格差があるというのはおかしいだろうという論法がありました。それは、ごもっともだと思います。しかし、片手落ちなのは、人口密度も違うし、1店あたりの、ひとり頭の売上げも違うんですよ。現実には、地域間格差はあるんです、そういう意味の。コンビニの例で言えば、店舗間での競争とか、厳しいという現実があるはず。そういう意味で、片手落ちな理由があるなど、私は思っていました。それと、やっぱり東京と地方、衣食住の中で、住の格差は、こうだと。車と公共交通の話もありましたけど、現実の話、我々も議論をしている市内循環バス、自治体がやりな

さいっていう市民の要望が多い訳ですよ。当然、高齢化で。結果的にタクシーを使うかどうかってことがあるんです。私は、よく言うんですよ、マイカーって何だって。マイカーほど高いものはないって、私は言ってるんです。タクシーの方が、よっぽど安いんですよ。維持費を考えるとね。タクシーを、どんどん乗ってください。バス、どんどん乗ってくださいと言いながら、循環バスを走らせたなら、空気を運んでいるというのがね、全国、共通なんです。そういう現実と、市民との要望の格差が起きているのが、全国の話なんです。やっぱり、私は、まあ、それと、余談の話をしてしまいました。それで一つだけ、1,500円にね、私は、上げろっていうのはね、ちょっとね、極端すぎる。例えば800何十円を、例えば900円にね、しなさいよっていう程度なら、いいんじゃないのって、簡単に、私は、イエスですよ。ただ1,500円ってなんだよと。日本の経済構造をぶっ壊すのかよ。もし緊急措置で、総理が、1,500円、権限が、総理大臣に与えられてやったら、経済、壊れるでしょう。基本的に、私は、そういうことを考えて、この請願には賛成できません。以上です。

- 矢口（清）委員 最低賃金の他に、中小企業への具体的支援策を求めていますけど、具体的って、どういうことを想定してますか。
- 白石勝巳 全労連では、私どもの上部団体ですが、中小企業への支援拡充を提言していますが、一つとしては、国の中小企業向けの予算が貧弱であるということで、中小企業向けの予算増額であったり、中小企業への直接支援ということで、税金や社会保険料の負担軽減のための措置等。その他では、公正な取引の実現ということで、下請けいじめの是正であったり、地域における有効需要の創設ということで、地域でお金を回していく施策等の提言をさせていただいています。
- 平石委員 質問というより意見なんですが、内田委員が言うように、最低賃金の引き上げは大事な事であるという認識はあるんですが、いろいろな人から意見を伺って、人件費の増加が中小企業の経営を圧迫するという懸念があるということも事実であるのかなと思います。1,500円という事も、まずは1,000円を目指すべきではないかと思いますので、そういった趣旨からすると、この請願については、今回は、不採択ということで、私は、考えています。
- 柳澤委員 1,500円、交渉事というのはね、最初から妥協点、落としどころをもってやるのは、それは交渉じゃないんですよ。商売人は、みんな、そうなんだけどね。例えば1,000円で落とそうと思えば、現状が800円、1,000円なら良いか、落とし場所ね。その時、最初から1,000円という目標数値を出したら1,000円になり得ないでしょう。交渉事だから。一般的には、間を取るかってことになるんだから。現状が800円、目標1,000円か1,100円とすれば、1,500円とするのが、これが常套手段なのね。交渉事は。これ、何が何でも1,500円でなければだめという話ではないでしょう。あくまでも目標と、そう解釈してるの。一般的に、我々の商売、そうでしょう。今、下請けいじめという話があった。我々、まさにその下請け企業でね、年中、元請け人にいじめられているんですよ。

だから、そんな事、声を大にして言ってもらいたいんだけど、まさにその世界。元請け人と交渉するのにも、1,000円、欲しいんだけどね、最初から1,000円って言ったら、1割2割、すぐに切れちゃうから、じゃあ1,500円で交渉して1,000円の落としどころに落ち着くわけ。それと同時に、中小零細は大変、そのポイントだけ1,500円にしちゃったら、即、潰れます。あなた達は、全国一律に底上げをしようっていう話でしょう。全国一律に底上げできれば、当然ね、全部、上がっていくんですよ。我々、中小零細企業がね、今まで商売やって、1,000円しかもらえなかった所がね、全体で、最低賃金が2割上がったんで、じゃあ契約金も、それに見合った分だけ上げなければやっていけない、全体でやる分にはね。当然ね、そういうね、ベースアップっていうのかな、ベースの底上げがなされなければ、それが一緒に来なければ、絶対に、すぐに破綻します。そんなの当たり前。全体と一緒に上がれば、上げざるを得ないんですよ。そういう意味ではね、そのための組合なんだからね、労働者のための。とにかく、まあ、時給1,500円が高いか安いかわかるか、考えてみてください。一日実働何時間か、7時間か、8時間か、今。労働基準法で週44時間か。

(「40時間」という声あり)

○柳澤委員 40時間か。1万2,000円の週5日だな。だよな。

(「週休二日だから」という声あり)

○柳澤委員 1万2,000円の5日。いくらだ、6万円か。4週あって月24万円か。月30万円にならない。税金とか引かれたら手取りは20万円そこそこ。それで家賃を払って車を持って、車は無駄だっていう、今、意見もあったけど、飯、食っていけるかい。自分の立場で考えてみればいいんだよ。一見、1,500円って、アルバイトやパートの800から900円だな、それからみると倍近いんだけど、それは無理だっぺってなっちゃうけど、実際、自分の足元を見てくださいっていうの。自分の社員に、どれだけ給料を払っているか。もっともっと払ってやりたくたって、現実、今、払えないから、今、年がら年中、じりじりしてる訳さ。全体としてね、要は、その、大企業のね、企業の内部留保資金って、今、どれぐらい有りますか。7兆円か。2兆円か。いくらだかわからないけど・・・。

(「全体では400兆円という話しも」という声あり)

○柳澤委員 400兆円、そうかそうか。それをね、少しでもね、出させる方向に、やっぱり、政府は、やるべきなんですよ。特定の優良企業にね、もちろん、その企業も努力はしてますわ。しかし、例えば、日本を代表するトヨタ、あのやり方なんて、もう下請けいじめの最たるものですよ。自分の所で倉庫は持たない、部品は作らないで、何月何日までに、この部品いくつ持ってきてください。それで自分の会社の経費だけを軽くしておいて、全部、下請け孫請けに押し付けちゃう。それで、自分の会社だけ、のうのうとね、世界の一流企業で、去年、2兆4,000億だったかな、純利益。すごいんですよ、2兆だか4兆。そんな企業が、それで、また、逆に言うとね、もう一点言うとね、これは受け売りなんだけど、消費税の還元が、トヨタは3,0

00億から4,000億あるみたいよね。こういう一部のね、優良企業にだけ、非常に、今の日本政府っていうのはね、優遇をしているんですよ。一方で、ここに言うね、2,000万人以上いると言われる非正規雇用者、何の保障もないのよ。単純に賛成か反対だけ、1,500円が高いか安いのかの話じゃないと思うんですよ。みんなの暮らしを守ってやらなきゃ、最低限の生活を守ってやることができなきゃ、日本の国は、それこそ潰れちゃう。だから、外国から、どんどんどんどんね、日雇い労働者が入ってきちゃうよ。持ってくるしかない。これをやったら、もっと入ってきちゃうと言うかもしれないけど、人口減少になれば、当然ね、いずれ足りなくなるから、外国から引っ張るしかない。その時に、今、外国から来ればね、ちょっと前までは、日本人が時給1,000円だったら、彼らは500円ぐらいでやってたものね。今、俺の知り合いに聞いてみると、ほぼ変わらないよと、同じだけ出してやらないと、誰も来てくれないんだと。来ても、すぐに逃げられちゃうと。で、全体としてね、そういうことをね、ベースにしていけば、底上げできるんですよ。上から下まで、政治の目標って、そこでしょう。我々は市議員だから経済は関係ないや、給料は関係ないやって思いたいかもしれないけど、しかし、上から下まで、同じような考えでいかないと、何のための政治なのか、一人ひとりの暮らしをよくするための、それが政治だと思うんだ。だからね、一見、1,500円は高そう、これは無理だって言うけど、そうじゃないんだって。目標は、上に、高い所に持たなきゃダメ。それで交渉して、今年はこの辺で落ち着けましょうとね。来年も、そうやって。今年も春闘、大変ですけどね、毎年毎年、春闘はやるんでしょ。お蔭で、みんな、ベースアップされてきた。しかし、企業は、大企業は、それ以上に儲けているんです、実は。そんな現実、新聞見れば、みんな、わかっているはずなのに、何で、この辺、分かってくれないのかなというのが意見です。以上、終わり。

○勝田委員長 意見でなく陳述者への質問をお願いします。

○内田委員 今の委員の皆さんの話の中でね、1,500円っていう話があったんですが、これは請願の申請者として、これ、バナナの叩き売りという発想はあるんですか。基本的な話ね。目標は、こうあるから、こうだとね、極端な話。その差額、大きいですよ。800何十円を1,500円って、これ、倍近い訳ですよ。これは、そういう意味でのバナナの叩き売りって言葉が、非常に失礼な言葉になるのかも、わかりませんが、意味としてはね、要するに、そういうね、交渉であるとか、駆け引きであるとかということ、前提に、1,500円って事を、おっしゃっているのか、私ら、まじめに議論をしなければならぬ訳ですよ。そうですね、そうしなければ、困る訳でしょう。そういう部分が、この1,500円っていうものには、入っているんでしょかという質問なんです。

○白石勝巳 この1,500円っていう金額なんですけど、最低生計費試算調査という調査をしたところ、全国で1,500円程度必要だという結果がありますので、この数字については、私どもは、確信を持っている数字になります。茨城県の最低賃金が849円というところから、いきなり1,500円というのは、やはり・・・。

(「すごいよな」という声あり)

- 白石勝巳 はい。ですが、だからと言って、1,500円をあきらめる訳ではありませんが、段階的に引き上げるのが現実的かなというふうに思っているところはあります。まず、当面1,000円で、いずれは1,500円・・・。
- 柳澤委員 正体、ばらしちゃったね。
- 白石勝巳 ただ請願としましては、先ほど、お話をいただきましたけど、最初から妥協点というところでは、出せませんでしたので、調査に基づく1,500円ということで上げさせていただいております。
- 内田委員 意見として聞いておきましょう。
- 柏村委員 最低賃金の調査をされて、これはあれですか、最低賃金の調査を、平均を、真ん中でしたのか、例えば、前、中、下としてね、前の方で平均すれば、また、違いますね。だから平均の出し方の問題として、いつも議論になるんですね。そういうところは如何でしょうかね。
- 勝田委員長 柏村委員、それは、生活者の平均というのは、生活者にもいろいろな生活費の層というか、どの辺の層という意味ですか。
- 柏村委員 そういう意味で平均が、先ほどのね、なんだっけ、セブンイレブンじゃないけど、そこで一緒くたに調べたと。
- 勝田委員長 答えられますか。
- 白石勝巳 もう一度、質問、お願いできますか。
- 内田委員 何を言ってるかわからないよ。
- 柳澤委員 生活レベルがトップクラスの、六本木あたりのタワーマンションのてっぺんに住む人のレベルか、それとも橋の下に住んでいる人のレベルか、どの辺を取るんだという、そういう話でしょう。
- 白石勝巳 その部分につきましては、これは上とか下とかというものではなく、先ほど申し上げました通り、マーケットバスケット方式という調査によりまして、持ち物調査というものを行うんですが、その中で調査に答えてくれた方の7割以上の方が持っているものは、全ての方が持っているという仮定に基づきまして、その物を金額に換算しまして、それを、今度、月額であったり日額であったり、割り返しをしていきまして積み上げたものが、この1,500円という数字になってきますので、私どもとしましては、普通の生活をするために必要な金額というふうにとらえていまして、どのレベルを取っているのかということではありませんでして、この1,500円というところなんですけど、若者が自立して、一人暮らしをするにあたりまして、必要な金額ということで、捉えております。ですので、また、例えば子育て世代であったりとか、そういうところでは、当然、もう少し大きな数字が出てくることになります。
- 柏村委員 考え方は、私、否定はしていないんですがね、120%、理解はしていないんです。いろいろ疑問がありまして・・・。
- 柳澤委員 何でわからないんだよ。

- 柏村委員 今、条件が、何だ、マーケット何とか方式だとか、具体的に分からないし、だって分母を一つ変えれば、全然変わりますからね、こういうの。だからね、それで・・・。
- 柳澤委員 マーケットバスケット方式、後で説明するよ、それ。
- 勝田委員長 質問をお願いします。
- 小坂副委員長 今、ずっと、お話を聞いていまして、全労の、国民春闘共闘委員会の茨城県の代表の方かなと思うんですが、今までお話を、ずっと伺っていまして、非常に、ちょっと過激な感じかなと思っていたんですが、そういう事、できそうもないんだけど、こういう形で出しているんですよという話、ちょっと、今、耳にしまして、まあ、バランスの取れた話でした、実は。私も、この全国一律に1,500円という、これでなければ、たぶんインパクトがないんで、こういう形で出てくるんだろうと。これが1,000円だったら、何だよという話に、たぶん、なってしまふんだと思いますので、正直、私、1,000円だったら賛成します。1,500円だったら、ちょっと賛成できないという、そういう立場に、たぶん、あるだろうと。私も、一応会社をやってますけど、非常に、今の話を聞くと、実際には、現実的な、お話しなんだなという感じがしましたので、ただ、政治的な意味合いが、当然あって1,500円というのを打ち出さなければならぬだろうというふうに解釈しました。ですから、ただ、それが1,500円でいいよというようには、私は、今のところは言えませんので、1,000円だったら、おそらく反対はしません。そういうことで、賛成できませんので、よろしく願いいたします。
- 勝田委員長 意見よろしいですね。
- 小坂副委員長 はい。
- 勝田委員長 質問をお願いします。
- 内田委員 先ほどから、当然、まあ、ここにいる人、生まれも育ちも全然違う訳ですから、意見が違うのも当たり前。私が思っている中で、この論理でやっている、結局、労働者の、いわゆる国民の最低賃金を引き上げる事、これは大事な事だと思います。ただ問題はね、そこにあるのは、今度は雇用という問題がありますよね。雇用と賃金との、雇用の機会を失うというね、また、雇用を増やすという、両方の、その問題が、まあ、反比例というのかどうか分かりませんが、その辺の、まあ、雇用の話が、あんまり、ここには書いてないと思うんですが、その辺は、どのように考えておられるんですか。
- 白石勝巳 雇用につきましては、多様な働き方ということで、最近是非正規での雇用が多いのかなとは思っておりますが、いずれにしても、私どもは、8時間働けば、普通に暮らせる社会ということで、一つ、目標を持っています。そのためには1,500円という金額が出てくるんですが、雇用につきましては、正規職員というところが一番良いのかなとは思っております。
- 内田委員 私が言ったのは、最低賃金、極端な話しよ、この文書の通りにいうと1,500円に上げたらね、これ、あくまでも仮定の話し、1,300円でもいいです



よ。上げたら、結果、日本の国民は、雇用を失うことになりませんかという、わかりやすく言うと、そういうですね。要するに、会社が潰れる。こんなに賃金が高かったら、やってられないから店を閉めちゃうというようなことが行われなかなど。結果、全体的な雇用をね、雇用の機会というのかな、失うことになってですね、ということの議論は、どういうことなのかなと思って質問をしました。

○白石勝巳 そのためには、やはり国の中小企業向けの支援というところが必要になってくるんだというふうに思います。従業員の給与を上げたがために、経営が立ち行かなくなって、会社が倒産してしまうということがあっては、それは、いけないというふうには思っております。ただ企業として、賃金に向ける原資がなければ、上げるということもかなわないと思いますので、そのためには、やはり国による中小企業支援の充実、そういったところが必要になってくると思います。

○内田委員 ということはね、その上がった分、国が保障しろよって、そういう話しか。それなら簡単だよ。例えば200円上げました。じゃあ、その賃金の分をね、政府がね、出してやれよと言え、やっていけるよ。雇用も失わないよ。直接的に言うならばね。まあ、例えば、簡単なのはね、よくコンビニの例を言いますが、まさに人件費との戦いだよね、あれね。やっぱり、そういうことだったら、たぶん、保障してくれたら、コンビニ、やっていけますよね。政府の支援っていうのは、じゃあ、人件費の補てんをしろよって言うてるのかなというように・・・。

○柳澤委員 ちょっといいかな。

○内田委員 ちょっと待ってろ、俺が聞いているのよ。

○白石勝巳 直接、人件費の補てんということも考えられるかと思いますが、それ以外にも、社会保障であったり、事業主負担の軽減であったり、いろいろな事が考えられるのかなというふうに思います。また、コストをですね、適正に、商品の価格に転嫁をしていくということも必要になってくると思いますので、そのための施策というの整理していく必要があるかと思います。

○内田委員 大変、申し訳ない。それぞれ生まれも育ちも、みんな違えば、意見も違っていてことなんで、まあ、そういう観点で、私の発言、お許してくださいね。以上です。

○柳澤委員 基本的な部分でね、要は、人件費がね、さっき言ったように、すぼっと、この土浦市だけ上がってしまったんでは、これ、絶対に、物事というのは上手いかない。全体、日本全体でやる分には、そんなに問題にはならないと思う。なぜかという、当然ね、人件費のアップ分は、商品の値段に反映されてくる訳さ。例えば、今、100円ショップがね、大繁盛だよ。こういう業界、要するに、安売り競争が当たり前の時代になっちゃっている。コンビニも最近ね、値引きをするようになってきちゃった。売り上げを上げたいがため。当然、利幅がね、抑えられてしまうんで、じゃあ、何を抑えていくか。人件費を抑えざるを得ない、そうなっちゃう訳ね。それは、もう、逆回転しちゃうんだよ。そういうね、逆回りしている経済を、もう一回、元に戻そうよという意味もあるんでしょ。基本的に、その最低限のね、当たり前の生活ができるだけの賃金を出すようにしようって、もらい

ましようよってという話は、そういう事でしょう。ねえ、今の経済、逆回転だもんね。

○勝田委員長 質問ですか。

○柳澤委員 一応ね、そうですね、聞いてたら、うんってうなずいていたから、もういいや。

○勝田委員長 答えをいただいたということで。意見は、後で、審査の中でいただきたいんですが、その他、質問があればお願いします。

○寺内委員 私、いろんな、こう、意見を聞いていて、確かに、この請願書には賛成なんですよ。ところが、その、一律にね、政府に1,500円に上げろというんじゃなくて、やはり、何回も、こうやって、皆さんから出てるように、段階的に上げてくれて言うんだったら、これは、皆さん、賛成してもらえと思うんですよ。ところが、やはり、土浦の議会、代表して、意見書を出す訳ですから、それが一律1,500円上げると、政府にということでは、他の議員さん、納得できないと思うんですよ。例えば、その、今の800円のやつが、1,000円になりますとか、1,200円になりますとか、ただ、目標は1,500円なんだと。1,500円まで上げてもらうと、その労働者は、楽になるんだと。ところが今の経済で、いきなり、その最低賃金、今の二倍のやつを請求して、政府に上げろって言うても、議員さんの方とすれば、その請願書に、わかりました、私は賛成しますからってというのは、なかなか、その賛成ってというのはもらえないじゃないかと思うんですよ。ですから、この三つの、請願書の内の1番の、このネックが、政府に政府決断として、1,500円に上げるようにということじゃなくて、その段階的に、1,500円まで上げてもらえるようにっていうぐらいの、そのやつが入っていれば、私はね、それは、もう、これ、皆さん、賛成してもらえんじゃないかと思うんですよ。ただ、その、この意見で、皆さん、じゃあ賛成しましょうって言うのと、どうしたって、この請願事項の所には、そういう問題、二番目の所に入ってきちゃう訳だから。だから、そういうところを、ちょっと改めてもらった方が、議員の皆さんの賛同をもらえるんじゃないかと思うんですよ。やはり、皆さんの意見を聞くと、やっぱり800円が、いきなり1,500円ってというのは、ちょっと、やっぱり倍というのは無理だっぺと。1,000円ぐらいだったらば、私らは、納得できるんですがということが出てくるのが、そういう問題だと思うんですよ。ただ、その、皆さん、こう言ってるのは、請願の理由の、趣旨に対しては、賛成だと思うんですよ。ほとんどが。ただ、その請願のね、例えば、請願事項に対して、ちょっと、皆さんとの、金銭、1,500円というのは、確かに、聞けば、確かに、そうだなと思いますよ。ところが、全国で、今、一番低いのは790円ですよ。それを1,500円に、政府に上げろって言うて、それが、例えば、うちの議会の方で、それでやりましょうって言うんじゃないくて、うちの議会は、一番最低が790円なんだと、ところが、茨城県は、830何円まで上がっているんだと。だから1,500円まで上げてもらうには、段階的に、政府に、そのやつを、その、上げてもらいたいというようなやつで、請願、出してくれていうんだったら、私は、皆さん、賛成してもらえと思うんですけど。でも、例えば、意見

書を出してくれっていう時には、皆さん、ちょっと、そこまではってことで、反対が出てきちゃうんじゃないかと思うんですよね。だから、そういうところを、自分でも、段階的に上げてもらった方がいいんじゃないかと。ところが、その請願理由では、1,500円まで上げてくれと、どんと出しているかもしれないけど、実際的に、その文言が、他の議員さんの方では、ちょっと壁になっちゃうんじゃないかと思うんですよね。だから、私は、言ってることは賛成ですよ、これは。ただ、いきなり倍のやつっていうのは、他の議員さんの方からも出たように、ちょっと、それは賛同しかねるってことになっちゃうんじゃないですかね。だから趣旨採択になっちゃうんじゃないかと思えますよ、言ってることは良いですよ。ところが、意見書を出すにあたっては、ちょっと、私はって事になっちゃうんじゃないかと思えます。私の意見です。

○勝田委員長 質問は。

○寺内委員 質問は結構です。

○内田委員 私は質問です。ちょっと言い忘れたんですが、全国一律最低賃金制度を確立しという、この事なんです。私はね、東京の最低賃金と、まあ、茨城県並びに鹿児島県ね、地方は、一律になんか、私は、なるはずがないというふうに思っている一人なんです。やっぱり、例えば、最低賃金が上がればね、それに密接に関係して、必ず東京の賃金は上がっていくというね、私は、そういうふうな経済の原則っていうか、そういうふうに、私は、なるなど。労働生産性と人口密度等を考えてね。当然、働けば、それだけ余計に賃金もらうっていうのが当たり前、市場の原理というのがありますから。ただ、底上げは大事だろうというのは思うんです。ただ全国一律という、この制度については、まあ、精神論としてはね、確かにね、日本国憲法に、最低生活云々の議論からね、そういう、スローガンみたいなことであれば、ああ、だよなっていうことですけど、現実の話し、これを政治的にね、また、議論した場合には、私なんかは、それは最初から無理だろうよというふうに、私は思っているんですけど、何か、ご意見があれば。

○白石勝巳 先ほどからコンビニのアルバイトの事を引き合いに出していただいているので、それに関わってなんです。コンビニで売っているペットボトルの水は、全国、どこでも一緒ですよ。コンビニで働いているアルバイトさんの仕事の内容も、ほぼ同じなんだというふうに思います。ところが、そのアルバイトさんに支払われる賃金が、例えば最低賃金と同額だとすると、東京では1,013円、茨城県では849円、鹿児島では790円。同じ仕事をしているのに、賃金に、これだけの開きがあっただけかというふうに考えた時に、私どもは、やはり同じ仕事しているのであれば、同じ賃金をもらうのが当然だろうというふうに思っております。現実的にどうだっただけというのは、確かにあるかもしれませんが、やはり労働組合としては、改めるところとしては、それは同一労働同一賃金ということになりますので、全国一律ということに・・・。

○内田委員 じゃあね、基本的にね、私、中身は同じだと、やっぱり違うんですよ。密度

が違うでしょう。密度の議論が、そこに入っていないんですよ。仕事の密度ね、それはね、ラベルを張ったり、品出しをしたり、仕事は一緒ですよ。しかし、仕事には、密度っていうのがあるのね、生産効率っていうか。それは、絶対に違うはずだよ。例えば、青森の人口8,000人のコンビニとね、東京のね、いわゆる山手線周辺のですね、コンビニと、同じ大学生が、また、高校生がバイトでやってる。仕事の形は一緒かもしれないけど、中身は全然違うだろうというふうに思うのは、私の偏見かな。常識のような気がするんだけど。まあ、いいです、答えがなければ。

○勝田委員長 質問は概ね出尽くしたと思うんですが・・・。

○柏村委員 委員長。

○勝田委員長 質問ですか。

○柏村委員 はい。

○勝田委員長 では、どうぞ。

○柏村委員 全国に、日本の労働者8,000万人。全労連の組織率っていうのは・・・。

○勝田委員長 労働者に対する組織率ということですか。

○柏村委員 組織率っていうのが下がっているからね。答えたくなかったら、答えなくていいですよ。

○勝田委員長 そういうことではなく、お答え、できますか。

○白石勝巳 今、その数字については、お答えできるだけのものを持っておりません。

○寺内委員 持っていないものは仕方ないだろう。

○白石勝巳 申し訳ございません。今、労働組合の組織率自体が、確かに2割を切って10何%という中で、全労連は、全国組織ではありますが、連合にくらべると、数的には小さいというのは、正直な話しです。

○勝田委員長 ありがとうございます。質問が出尽くしたようですので、陳述者の方には、退席していただくか、後ろの席で傍聴していただくよう、お願いいたします。

(陳述者 移動)

○勝田委員長 それでは、審査に入りますので、各委員のご意見等をお伺いいたします。  
(「もう言っちゃったよ」という声あり)

○内田委員 言い残した事があればということだろう。

○寺内委員 ないよ。

○柳澤委員 言い残した事は、いっぱいあるけどよ。最後に、いいですか。

○勝田委員長 はい。

○柳澤委員 まあ、1,500円がね、現況から言ったら、倍近くで、突拍子もないという意見、まさにその通りかもしれない。しかし、さっき言ったようにね、これは、あくまでもね、交渉なんだよね。交渉事。こういう数字をね、打ち上げて、国と交渉をしたいんだということなんです。いきなり、最初から1,500円、くれなきヤストライキをやるという話ではないと思うんですよ。そういうことはね、皆さん、分かっているはずなんですけど、ただ、これ、もう一つ、偏見がありそうな気がするんだよね。どうしても、こういう労働問題、さっき言った同一労働同一賃金、こ

んなの当たり前の話ね。今、保育園民営化、幼稚園民営化、やっていますよね。8年前に一般質問で、これ、ぶち上げて、その根拠が同一労働同一賃金から始まったんです、これは。一つの幼稚園・保育園に、市の職員が一人か二人いて、あとは、みんなパート、同じ資格を持って、同じ仕事をして、同じ責任を持って、片や年俸600万円とか、片や年俸200万円とか、こういう雇用形態、役所が率先してやっているのかいと。じゃあ、下の一般を、正職員に持っていく訳にいかないから、じゃあ、上を下に落とすしちゃう、これもできない。じゃあ、民営化してしまえと。これがそもそもの始まりだったはず。同一労働同一賃金、これは当たり前の話であって、これは、皆さん、分かっているはずなんだよね、これね。確かに、北と南、東京から遠くなればなるほど、賃金っていうのは下がっていく。しかし、エンゲル係数はどうかっていったらね、これは極端に上がっちゃうんですよ。東北なんていうのはね、非常にね、生活はきつい。人件費だけが安くたって、物価は、みんな高いんですよ。スーパーに行ったってね、土浦あたりの方がはるかに安い。一方で給与は低い。そういう意味では、じっと我慢をしているんですよ。沖縄なんて、もっと、そうでしょうね。さっきコンビニの労働の、何て言うかな、濃度が違うって、確かに、これはありそうな気がする。一日100万円を売るコンビニとね、30万円しか売らないコンビニでは、確かに、変わってきちゃう。しかし、その分、頭数も違ってくるのよ。一日30万円しか売らないコンビニなら5人で済んじゃうかもしれないけど、100万円売るコンビニでは、5人では済まないの、10人とか、15人とか、必要になっちゃうの。労働の中身、濃淡っていうのは、そんなに、俺はね、変わるはずはないと思っています。そんなこんなあるので、やはり、この1,500円というのは、一つの目標値であって、確かにね、文言を、そのまま読んでいけば、誰だって無理な話し、誰だってそうなの。しかし、こういうふうに、ある程度ね、センセーショナルって言うかな、ある種ね、そういうものをですね、ぶち上げていかないと、交渉事っていうのは、決して上手くいかない。じゃあ、落とし所は1,000円だから1,000円で行こうっていても、やっとな、3年・5年掛けて1,000円に行った頃には、もう1,500円が、今度は2,000円近くになっちゃう、レベルが、目標値が。いつまで経ったって、労働者って、追いつかないんですよ。資本家の方が強いから。と言っても、俺、別に共産党でも何でもないんだよ。資本家の方が強いのは当たり前ですよ、これは。力を持っているから。いつまで経っても、追いつけないまま。だからね、やっぱりね、ある時期には、こういうね、一見、えっと思うような数字をね、上げておいて、全国一斉にね、レベルアップしようよと、こういうね、行動が必要なんだろうなというふうに思います。以上。

○小坂副委員長 1,500円で、まあ、160時間、月に働いてですね、大体24万円ですね。年間で300万円いきません。280万か、290万円ですか。それで、高いのか安いのか、ちょっと、私は安いなど、本当のところは思います。それで、実際、労働者、こういう例を上げていいかわかりませんが、土浦市の職員、初任給大体20万円ぐらいだとして、そうすると、年間240万円。そこから段階的に上

がっていきます。年収300万円いかないって、たぶん、やっぱり、その、あるいは教育とか、その条件が、みんな違うと思うんですよね。それからもう一つあるのが平均年収450万円ぐらいですかね。ただ、実際は、本当にたくさん取る人が引き上げているだけでですね、多くの方は、そんなに取れないだろうと、私は思います。ですから、ただ、1,500円って、本当に高いのって、計算をしてみると、そんなに高くないんです。それは、私も、よくわかります。ただ、実際に、じゃあ、私も、ある意味、経営もやっていますので、これに賛成するかと言われると、賛成はしづらいし、私、商工会議所でもやっていますが、国で補助をしてくれるんですかって言うと、私どもの業界で365日、会社にいなければならないことになっています。でも、誰も保障はしてくれません。その時間に対して、保障もないし、会社にも個人にも保障はない。でも、それが世の中だっというふうに、私は思っていますし、実際に、これを通せって言われたら、私は絶対に通しません。それは、もう、しょうがないことなので、そういう意味で、冷静に考えると、安いと思います。それは、本当のところですけど、残念ながら賛成はできないということでございます。よろしく願いいたします。

○内田委員 私は不採択で、思っています、基本的に。ただ、委員長説明の中に、やはり最低賃金の引き上げは必要だと、地方の格差を、その精神は、私は入れて、私は、委員長説明にしたらいのかなというふうに思っています。以上です。

○勝田委員長 その他、ご意見等はございませんか。

(「なし」という声あり)

○勝田委員長 ご意見が出尽くしたということで、この辺で採決に移ってもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○勝田委員長 それでは、受理番号1「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書について採決いたします。まず、本請願を採択とする方は、挙手を願います。

(挙手：柏村委員、寺内委員、柳澤委員)

○勝田委員長 次に、不採択とする方は、挙手を願います。

(挙手：小坂副委員長、内田委員、矢口(清)委員、平石委員)

○勝田委員長 それでは、採択が3名、不採択が4名ですので、委員会としましては、受理番号1は不採択といたしますが、委員長報告の中に、趣旨には賛同できるという言葉があったので、それを入れてもよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○勝田委員長 はい、そういたします。ここで休憩を取ります。

(11:04 休憩)

(11:09 再開)

○勝田委員長 再開いたします。次は、予算特別委員会の分科会としての審査となります。議案第13号令和2年度土浦市一般会計予算～第1表歳入歳出予算歳出中第5

款（農林水産業費）、第6款（商工費）、第7款（土木費）、第11款（災害復旧費）、第2表債務負担行為中（風車周辺花壇設置及び管理委託料）について、執行部より順次説明願います。

○**下村農業委員会事務局長** 令和2年度の予算書の139ページをお願いいたします。第5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費についてご説明いたします。非常勤職員の減及び職員の給料手当等の減によりまして、前年度当初予算に対しまして623万8,000円の減でございます。1節報酬は、農業委員12名と農地利用最適化推進委員10名及び非常勤職員1名の報酬でございます。2節給料から4節共済費につきましては、職員6名分の人件費でございます。13節使用料及び賃借料の上から3つ目のシステム使用料につきましては、農地利用調査時のタブレットのリース料でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、5団体に対します負担金等でございます。以上が農業委員会費でございます。よろしく願います。

○**室町農林水産課長** 140ページをお願いします。2目農業総務費でございます。こちらは農政推進に関わる一般経費で、主な経費は、農林水産課、農業公社の職員人件費と農業集落排水事業の特別会計への繰出金でございます。次に3目農業振興費でございます。農業経営の安定を図るため、地域農業の振興を図るものでございます。12節委託料の内、農業振興地域整備計画基礎調査委託料は、今後、予定されております農業振興地域整備計画の定期見直しを行うための基礎調査を実施するにあたり、その作業を行うための農用地区域図面をGISに搭載するものでございます。141ページをお願いします。18節負担金補助及び交付金の内、負担金は、広域的に取り組む事業に対する農業関係の負担金です。補助金の2つ目、農作物有害鳥獣被害対策補助金は、農作物被害防止のために、農協が主体となって行う捕獲活動に対する助成でございます。その2つ下、被害防止設備整備補助金は、新規事業となりまして、鳥獣被害防止設備に対する補助金で、イノシシの侵入防止のネットや電気柵、さらにはレンコンの防鳥ネットの設置に係る費用で、1件あたり9万円を上限に補助するもので、補助金の半分は県からの補助金を充てることになっております。次に4目水田農業構造改革対策費でございます。米の生産調整に対する転作作物の生産奨励のための事業となります。18節負担金補助及び交付金の産地づくり対策支援事業補助金は、個人及び集落に対して助成し、生産調整の推進を図っていくものでございます。次の経営所得安定対策推進事業費補助金は、転作等の所得補償制度の事務手続きを行います土浦市農業再生協議会への国からの事務費補助で、市を経由して交付するものでございます。142ページをお願いします。5目農業近代化対策費は、農業の近代化を図るため、農業者の施設整備や農業機械の導入等の資金の借り入れに対する利子補給と優良種苗導入のための資金貸付け事業でございます。6目農業担い手育成対策費は、農業の担い手育成のための活動助成と担い手生産組織育成事業が主なものでございます。18節負担金補助及び交付金の第23回全国農業担い手サミット負担金につきましては、今年、茨城県で予定し

ておりますサミットの運営に係る開催経費の一部について、各市町村においても負担するものでございます。7目畜産業費は、家畜伝染病等の防疫対策や乳用牛の改良、放牧育成事業等でございます。8目農地費は、営農効率を高め、農業経営の安定を図るために、農道や水路を整備するための経費と土地改良事業等を推進するための負担金等の計上でございます。12節委託料の内、促進計画書策定委託料については、県営事業で事業採択を目指しております虫掛地区のほ場整備事業と木田余地区のパイプライン整備事業において、この事業は農地整備を行うほか、農業の担い手である中心経営体に農地を集積することも、事業の目的であります。そのため県営事業の採択を受けるために必要な農地を集積計画を策定するものでございます。委託内容につきましては、地権者及び耕作者に、今後の営農の意向調査を行い、意向調査を元に、担い手農家に農地が集積されるような計画を策定するものでございます。143ページをお願いいたします。かんがい排水及び農道整備実施設計委託料につきましては、令和2年度実施の2地区の実実施設計となります。14節工事請負費のかんがい排水及び農道整備工事費につきましては、3地区の工事費となっております。その下の排水ポンプ修繕工事費については、上備前排水機場のディーゼルエンジンの修繕工事を、県の補助金を活用し実施するものでございます。18節負担金補助及び交付金は、土地改良事業が円滑に推進できるよう、各土地改良区への負担金や、国・県に対する事業負担金と協議会に対する負担金補助の計上でございます。144ページをお願いいたします。交付金の多面的機能支払交付金は、農地の維持や長寿命化に取り組む地域組織に対しまして、農地の面積に応じた交付金を払う制度で、9組織に対する交付金です。22節償還金利子及び割引料については、ただ今説明しました交付金の中で、未執行の金が発生した場合、こちらを3割までは繰り越しが認められますが、それを超える部分については、返還をする制度になっておりますので、各組織に返還してもらった後、市の負担分を除いた額を返還するものでございます。145ページをお願いします。1目林業振興費は、民有林の整備のための間伐や草刈り等の実施でございます。また令和2年度からは、国の森林環境譲与税を活用した事業も行います。13節委託料の現況分析調査委託料は、森林環境譲与税を活用した事業で、事業実施の前段としまして、人工林を中心とした森林の適正な管理に向けた取り組みを進めるため、森林面積のまとまりのある市北部の森林所有者に対して、アンケート調査を行って、森林管理の状況や意向を把握することを行います。18節負担金補助及び交付金については、林業3団体への負担金でございます。24節積立金については、国から配分される森林環境譲与税は、単年度だけでは金額が限られることから、譲与税を基金に積み立てを行い、基金が一定額、まとまった段階で、計画的な事業実施を行うものでございます。今後、財源を活用した事業としましては、森林整備のほか、県産材の木材の利用や啓発を想定しております。次に、3項水産業費1目水産業振興費は、水産業振興のための水産資源の増大や水産物の消費拡大事業等を行うものでございます。農林水産課からは以上でございます。



○皆藤商工観光課長 149ページをお願いいたします。6款商工費1項商工費1目商工総務費につきましては、商工観光課職員13名と観光協会への派遣職員1名、産業文化事業団派遣職員1名分の人件費でございます。続きまして、2目商工業振興費でございます。主なものは中小企業の支援に掛かる経費等でございます。本年度と前年度の予算比較としまして825万3,000円の減額をしておりますが、こちらにつきましては、勤労者総合福祉センター指定管理料の減額、また企業誘致奨励金の減額をしたものでございます。それらの減額理由につきましては、各節で説明させていただきます。続きまして11節役務費につきましては、勤労青少年福祉センターの公用車、来年度、購入いたします。その新車登録に係る経費、保険料でございます。12節委託料につきましては、商工会議所に委託を行っております中小企業振興資金の融資あっ旋事務の委託料と勤労者総合福祉センターワークヒルの指定管理料でございます。勤労者総合福祉センター指定管理料の575万8,000円を減額しておりますが、こちらは、産業文化事業団の人事異動にともなうものが主な理由でございます。続きまして17節の備品購入費でございます。こちらは勤労者総合福祉センターの公用車購入に係る経費でございます。続きまして18節負担金補助及び交付金でございます。こちらにつきましては、自治金融の保証料・利子の補給金、商工会議所等への補助金ほか、企業誘致のための奨励金等でございます。150ページをお願いいたします。企業誘致奨励金でございますが、昨年と比べて396万3,000円程度減しております。こちらは、今年度、5社に対して交付金を交付していたところですが、1社、今年度終了になりまして、来年度は4社になるものでございます。続きまして23節投資及び出資金につきましては、茨城県信用保証協会からですね、寄託金を要請されています。昨年度は、出資金の残高があったということで要請されませんでした。令和2年度は、残金が少なくなったので、要請をされ、足りなくなった分、30万円を支出するものでございます。続きまして、3目商業近代化促進事業費でございます。こちらは、中心市街地活性化の推進を図る経費が主なものでございます。12節委託料につきましては、まちなか交流ステーションほっとOneの運営委託料、また、中心市街地商店街シャッターアート事業の運営委託料等でございます。18節負担金補助及び交付金でございますが、こちらは、空き店舗への新規出店者に対する中心市街地の開業支援事業、また、活性化バス運行事業補助金等でございます。こちら、活性化バス運行事業補助金につきましては、昨年と比べて270万円程度増額をさせていただいております。理由といたしましては、バス3台で運行をしているところですが、1台は事業開始から使っているバスで、経年劣化により古くなりましたので、来年度、買い替えるものでございます。金額は1台あたり2,100万円するものでございます。こちらを7年で支払っていく、年間当たり300万円ずつ支払っていくものでございます。151ページをお願いいたします。4目勤労青少年ホーム運営費でございますが、こちらは、土浦市勤労青少年ホームの人件費及び管理運営経費が主なものでございます。続きまして5目観光費でございます。こちらにつきましては、

土浦市の観光振興事業全般に係るものでございます。12節委託料でございますが、まちかど蔵、水郷、小町の館等の指定管理、また、水郷サイクルーズツーリズムの推進事業に係る経費が主なものでございます。152ページをお願いいたします。遊覧都市つちうら作成委託料というのが、今年、新規で入れさせていただいたところですが、こちらは遊覧都市つちうらという土浦市の観光情報誌でございます。こちらは、今現在、情報誌とマップと、2種類あるんですが、こちらを来年度、1つにして、内容を刷新して、3万部作製するという事で予算要求させていただいたものでございます。続いて、霞ヶ浦サイクルーズ推進事業委託料、こちらは、サイクリングで誘客の増大ということで予算をつけさせていただいておりますが、この中には、事業を4つ用意しております。1つはサイクルーズ事業でして、来年度につきましては、土浦から霞ヶ浦、玉造、潮来というルートでやっていこうと考えているところでございます。2つ目の事業としましては、市内を回る散走ツアーということで、その時その時でテーマを決めて、市内をサイクリングするイベント、もう1つは、イベント開催事業としまして、昨年も実施させていただきましたが、土浦市で行われるイベント等の一角です、子ども自転車教室や自転車を使ったスタンプラリー、また、自転車の試乗会等を開催しようと思っております。もう1つの事業としましては、優待券事業でして、もう2年ほど実施していますが、サイクリスト向けの優待券、ホテルとか飲食店の割引券ですね。それが書かれたチラシを、今、90店ほど入っているものがありますが、そちらの方、新たに募集を掛けまして、内容を変更して、新たに作るということを考えているところです。続いて18節負担金補助及び交付金でございます。負担金につきましては、茨城県観光物産協会事業負担金他5件でございます。補助金につきましては、土浦市観光協会や産業文化事業団の事務事業に対する補助金の他、キララ祭りや水郷イルミネーション等のイベントの補助金でございます。153ページをお願いいたします。6目花火大会費でございますが、第89回土浦全国花火競技大会の運営等に関する経費でございます。昨年に比べまして800万円ほど増額になってはいますが、理由といたしましては、市政施行80周年記念のオープニングスターメインですね、それから、近年、警備員の人件費が上がっておりますので、その人件費への対策や、新たな安全対策に係る警備費用を増額させていただいたものでございます。説明は以上でございます。

- 櫻井住宅営繕課長 157ページの方をお願いいたします。7款土木費1項土木管理費1目土木総務費でございます。こちらは、職員の13名分の人件費が主なものでございます。13節の使用料につきましては、各課から依頼を受けまして、公共施設の新改築等の営繕工事の設計積算工事管理を行う際に使用するデジタル複合機の保守管理委託料でございます。
- 草間道路課長 引き続き、2目地籍調査費でございます。地籍調査は、調査区域の一筆ごとの土地につきまして、境界の位置や面積について、測量等の調査を行うものでございます。主な節についてご説明いたします。1節の報酬は、地籍調査におけ

る現地調査協力委員及び非常勤職員の報酬でございます。12節委託料の地籍測量委託料は、現在、調査を継続しております右粍地区の現地調査や一筆ごとの地籍測量等を実施する経費でございます。158ページをお願いいたします。2項道路橋梁費の1目道路橋梁総務費でございます。道路橋梁総務費は、道路や橋梁の管理に係る一般経費及び未整備道路における後退用地の取得費用や登記料並びに道路整備に関連します各協議会の負担金等でございます。主な節についてご説明いたします。

12節委託料の道路台帳加除補正委託料は、前年度、市が施工した道路改良工事等とともに道路幅員や形状に変更があったもの、また民間の開発行為等で整備された道路を、市に寄付した際に、その道路情報を台帳に反映させるため、図面やデータの修正等を行うための経費でございます。18節負担金補助及び交付金につきまして、159ページをお願いします。右側の説明欄をお願いします。急傾斜地崩壊対策事業負担金は、茨城県が事業主体となり平成24年度から進めております木田余地区の宝積寺付近から東真鍋地区までの北側の斜面において実施している補強工事の負担金と東真鍋地区の土浦第二中学校の南側斜面において、来年度より施工予定となっております補強工事の負担金でございます。1目の道路橋梁総務費につきましては、以上でございます。続きまして、2目道路維持費でございます。こちらは、市道の舗装の修繕や橋梁の耐震補強及び長寿命化修繕といった維持管理に係る経費でございます。主な節について説明いたします。12節委託料は、道路の草刈や路面及び側溝の清掃、街路樹剪定等の管理委託を実施するもののほか、橋梁定期点検委託料は、道路法の一部改正によりまして、5年に1度の頻度で行うことが義務付けされたこととともに年次点検により進める点検委託料でございます。その下の耐震・長寿命化詳細設計委託料は、地震による橋の落下を防止するとともに、補修や塗装等、予防修繕によって長寿命化を図るための設計委託でございます。160ページをお願いいたします。14節工事請負費は、道路の舗装や排水施設等の補修を行う一般補修工事や、一部、国の交付金も活用しまして、舗装の劣化した一定区間を打ち替える舗装打ち替え工事を実施するものでございます。また、橋梁につきましては、耐震補強や長寿命化修繕工事について、国の交付金活用し、計画的に進めていくものでございます。続きまして、3目道路新設改良費でございます。道路新設改良費は、生活道路の拡幅整備に必要な測量や設計委託、道路改良工事、用地の取得、物件補償等の費用でございます。主な節について説明いたします。12節委託料につきましては、道路拡幅用地の買収に必要となります境界確認等の測量調査や用地測量及び道路の設計を委託するものでございます。14節工事請負費は、生活道路の新設改良工事及び交通安全施設工事を実施するものです。なお、バリアフリー化工事費は、神立駅周辺における土地地区画整理事業とともにしまして、神立駅東口広場の整備を実施するものでございます。16節公有財産購入費は、拡幅改良工事とともに用地取得費でございます。161ページをお願いいたします。21節補償補填及び賠償金は、拡幅改良工事とともに支障物件の補償金でございます。拡幅用地に存在する立木やブロック塀等の工作物補償の他、拡幅

に支障となる電柱や水道・ガス管といった地下埋設物の移設に関する費用でございます。2項道路橋梁費については以上でございます。続きまして、3項河川費の1目河川総務費でございます。河川総務費は、茨城県から管理委託を受けております備前川と新川の河口付近にそれぞれ設置されております排水機場の管理経費並びに河川整備や治水に関連します各協会や同盟会等への負担金でございます。主な節について説明いたします。12節委託料のポンプ保守点検委託料につきましては、排水機場内に設置されておりますポンプ施設の点検費用でございます。また、ポンプ場緊急時運転管理委託料につきましては、大雨等により河川が増水した場合のポンプ稼働のための運転経費でございます。162ページをお願いいたします。14節工事請負費につきましては、イオン北側でございます旧備前川管理用水路の路肩につきまして、コンクリート柵板による法敷の補修工事を、年次計画により実施するものです。道路課からの説明は、以上でございます。

○和田下水道課長 下水道課でございます。同じく162ページの2目排水路維持費につきましては、都市下水路や雨水調整池の清掃及び修繕等といった維持管理経費の他、排水施設の老朽化等に伴い更新工事を行うものでございます。続きまして3目排水路整備事業費は、都市下水路や小規模排水路の整備工事に要する経費でございます。主な工事内容でございますが、防衛省の補助金を活用した西根竹の入都市下水路の整備及び荒川沖都市下水路の改修並びに田中3丁目地内の小規模排水路の整備を行うものでございます。下水道課は、以上でございます。

○佐々木都市計画課長 同じく163ページでございます。4項都市計画費1目都市計画総務費につきまして、ご説明させていただきます。主な歳出といたしましては、1節報償費は、都市計画審議会、景観審議会の報酬費でございます。12節委託料でございます。バス路線運行方策検討調査委託料、こちらは新規事業でございます。こちらは次年度から交通不便地域の解消を目的としまして、コミュニティバスの試験運行の導入に向けた調査を実施していく委託費でございます。地域地区等調査委託料は、次年度、定期見直しを実施予定で、それにとまなう変更図書の作成ですとか、地図の更新委託でございます。164ページをお願いいたします。こちらにも新規事業でございますが、土浦北インターチェンジ周辺地区調査委託料でございますが、土浦北インターチェンジ周辺地区につきまして、産業発展を促す拠点として適正な土地利用を図るとして、周辺地区の現状調査を進め、適地を選定した上で地権者の意向を確認しつつ、一方、広く企業へ働きかけを行うものでございます。スマートインターチェンジ設置可能性調査委託料については、土浦北インターチェンジと桜土浦インターチェンジの間に、スマートインターチェンジの設置の可能性を調査する委託料でございます。14節工事請負費につきましては、第Ⅱ期亀城モール整備にとまなう工事費用のほか、標識設置工事費は、今年度策定いたしました自転車ネットワーク計画に基づきまして、市内4ヶ所の観光施設に、サイクリングルートとか、見どころを掲載した案内標識を設置するものでございます。16節公有財産購入費については、第Ⅱ期亀城モール整備事業にとまなう用地、1名分の公

有財産購入費でございます。その下、18節負担金補助及び交付金につきましては、茨城県都市計画協会に対する負担金他14件の負担金と、その下、165ページ、霞ヶ浦広域バス運行対策に関する補助金他4件の補助でございます。その下、21節補償補填及び賠償金についてでございますが、第Ⅱ期亀城モール工事に伴う建物等の補償でございます。166ページをお願いいたします。27節繰出金につきましては、公共用地先行取得事業等への繰出金でございます。説明につきましては以上でございます。

○**浅岡公園街路課長** 引き続き166ページをお願いいたします。2目都市施設管理費は土浦駅、荒川沖駅、神立駅の広場、自由通路、うらら広場、モール505等の都市施設等の維持管理に関する経費でございます。12節委託料は、各施設の清掃、エレベーター、エスカレーターの保守点検等の管理委託料でございます。14節工事請負費の都市施設改修工事費は、荒川沖駅東口エスカレーターの踏み板に、錆が発生しており、放置すると、ステップが浮き上がり、事故の原因になることから改修を行うものでございます。説明は以上でございます。

○**坂本建築指導課長** 167ページをお願いいたします。3目建築指導費でございます。12節委託料は、建築確認データ入力や旧耐震基準の木造住宅に対する耐震診断に係る委託料でございます。13節使用料及び賃借料は、システム使用料と指定道路情報公開用サイトのサーバー使用料でございます。18節負担金補助及び交付金は、各種協議会への負担金並びに既存建物耐震改修費補助金並びに住宅等災害復旧資金利子補給金9件分、そして新たにブロック塀等安全対策費補助金7件分を計上しております。建築指導課からは以上でございます。

○**佐々木都市計画課長** 168ページをお願いいたします。4目土地区画整理費でございます。主なものといたしましては、12節委託料につきましては、開発事業用地5ヶ所の草刈り委託でございます。18節の負担金補助及び交付金につきましては、現在整備を進めております神立駅西口地区区画整理事業につきまして、区画整理費用ですとか、人件費等に対する負担金でございます。以上です。

○**浅岡公園街路課長** 同じく168ページの5目常名虫掛線街路事業費でございます。こちらは来年度中の暫定供用を目指しているものでございます。12節委託料につきましては、工事完了後の交通量調査、道路境界測量等を行う委託料でございます。14節工事請負費につきましては、供用開始後の通行に関し、警察や道路管理者等との協議により交通安全設置等の工事費でございます。6目神立停車場線街路事業費でございます。こちらの路線につきましては、令和元年度末の工事完成を目指しているところでございます。14節工事請負費につきましては、供用開始後の通行に関し、警察や道路管理者等との協議等により、交通安全設置等を実施する付帯工事費でございます。7目田村沖宿線延伸道路整備事業費でございます。こちらの路線につきましては、令和2年3月4日に、第一期区間の2,000mが全線開通いたしました。12節委託料につきましては、工事完了後の交通量調査、道路境界測量等を行う委託料でございます。16節公有財産購入費は、現在、工事がされてい

ますが、公図に記載がなく、土地所有者からの問い合わせにより調査を行った結果、田村沖宿線上の道路上にあることが判明したことから、用地買収を実施するものがございます。169ページをお願いいたします。8目荒川沖木田余線街路事業費でございます。真鍋神林線交差点からホテルローブ前、県道土浦港線につきましては、県と一体的な整備が必要でございますことから、新年度も河川測量実施調査の委託料を計上しております。14節工事請負費につきましては、500m分の地盤改良工事に要する経費でございます。9目木田余神立線街路事業費でございます。都市計画道路中貫白鳥線から北へ、神立中央五丁目1号線までの延長328メートルの道路整備に要する経費でございます。令和2年度は、地権者1名の用地取得費、工作物の補償費の経費でございます。10目公園費です。市内274ヶ所の公園の維持管理に要する経費でございます。170ページをお願いいたします。12節委託料は、都市公園等の清掃、除草、樹木の伐採剪定等の管理委託及び乙戸沼水生植物園の花菖蒲の管理、植栽委託の経費でございます。171ページをお願いいたします。桜樹延命措置委託料につきましては、乙戸沼公園内にございます不良傾向にある樹木の回復を図るため施肥の注入を図るものがございます。大型遊具改修・改造設計前調査委託料は、乙戸沼公園内にある大型遊具につきまして、改修改造にともない事前調査を実施する経費でございます。14節工事請負費の、説明欄、乙戸沼公園木製橋修繕工事費は、乙戸沼の東側にある木道で、欄干の腐食がひどく、その補修に要する経費でございます。11目霞ヶ浦総合公園整備事業費です。12節委託料は、公園内の清掃、除草等の日常管理、草花の植栽及びテニスコートの指定管理料でございます。172ページをお願いいたします。14節工事請負費は、引き続き園路灯のLED化、花蓮園拡張工事及びテニスコートの修繕工事に要する経費でございます。なお、テニスコートの修繕工事ですが、本年度は、Aコートの2面を実施しました。次年度につきましては、Bコートの2面を予定しております。12目都市緑化事業費です。12節委託料は、緑地の清掃、消毒、剪定、伐採等の委託を実施するものがございます。14節工事請負費は、木道の補修に要する経費でございます。173ページをお願いいたします。13目総合運動公園建設費でございます。12節委託料は、暫定広場の日常管理及び公園用地内の草刈清掃の委託に要する経費でございます。14節工事請負費は、取得済み用地の有効利用を図るため、常名虫掛線沿いの多目的広場の整備に要する経費でございます。説明は以上でございます。

○佐々木都市計画課長 同じページ、14目開発費の主な歳出でございますが、まず10節需用費、11節役務費、12節委託料の内、3つ目の消防設備等保守点検委託から駐車場管理委託料につきましては、昨年3月にオープンしましたりんりんポート土浦の運営管理費等でございます。その下の測量委託でございますが、現在、進めております川口二丁目の測量委託でございます。18節負担金補助及び交付金でございますが、負担金につきましては、全国市街地再開発協会他5件、174ページ、補助金でございますが、土浦市中心市街地活性化協議会他3件の補助金ござ

います。説明以上です。

- 櫻井住宅営繕課長** 174ページの5項住宅費でございます。1目住宅管理費でございます。こちらは市営住宅16団地の維持管理のための経費でございます。10節需用費の修繕料は、市営団地の維持管理に必要な建物や電気、給排水等、各施設の修繕でございます。12節委託料、説明欄の害虫駆除から訴訟代理人まで、市営住宅1,202戸の住宅機能を適切に維持管理するために必要な、各種委託でございます。その内、市営住宅定期点検委託料につきましては、敷地及び建築物の構造の状況について、安全上、支障がないことを確認するため、3年以内ごとに建築基準法第12条2項に基づいて行っており、平成29年も実施しております。14節工事請負費は、市営西板谷住宅3棟の屋上防水改修、それから神立市営住宅1棟の屋上防水及び外壁改修、それとですね、竹の入住宅の敷地返還に向けての造成工事でございます。18節負担金補助及び交付金の主なものは、住宅リフォーム事業の助成金でございます。以上でございます。
- 室町農林水産課長** 220ページをお願いします。11款災害復旧費1項産業関係災害復旧費1目農業施設災害復旧費でございます。こちらは台風等による自然災害による農業施設の復旧に要する災害対策復旧事業で、18節負担金補助及び交付金の農協系統農業災害資金利子補給金につきましては、農協系統農業災害資金の融資を受けて、農業用施設等の復旧をする農業者に対して、負担軽減のために、県と市で利子助成を行うものでございます。私からは以上でございます。
- 浅岡公園街路課長** 予算書14ページをお願いいたします。第2表債務負担行為の1段目、風車周辺花壇設置及び管理委託料でございます。当業務は、霞ヶ浦総合公園の風車周辺に、四季折々の草花を咲かせる等、年間を通して委託をする業務でありますことから、受託者に準備期間を与え、4月当初からスムーズに着手可能にするため、債務負担行為の設定の承認をお願いするものでございます。説明は以上でございます。
- 勝田委員長** ただいまの説明について、ご質疑はございますか。
- 柳澤委員** 都市計画費で北インターチェンジ周辺ね。北インターチェンジ周辺の調査費。これ、何で、北インターなの。桜土浦の方が、はるかに遊休地がある、固まりが。北インターチェンジ周辺は、住宅が点在している。新規事業、誰が、どのように発案したか教えて。それから県が出してる事業名、なんだっけ。
- 佐々木都市計画課長** 未来産業基盤強化プロジェクト。
- 柳澤委員** 基盤強化ね。これの当初の対象、圏央道から南なんだよね。基盤強化プロジェクトに、北インターチェンジ周辺は、入っていないはずなんだよな。
- 佐々木都市計画課長** 未来産業基盤強化プロジェクトにつきましては、議員、おっしゃるように、つくばジャンクション以南の常磐道インターチェンジ周辺です。こちらにつきましては、産業用地開発計画重点区域に設定できるということで、基本的には、インターチェンジ周辺には、産業用地開発区域が設定できることになっています。南は重点区域に設定できるということです。

○柳澤委員 重点地域か、それ以外ということか。

○佐々木都市計画課長 なぜ土浦北なのかということですが、平成20年に、一度、調査を掛けたことがございます。その中で、企業にもあつたんですが、進出してくる企業がなかった状況でした。そこで10年経って、未来産業基盤強化プロジェクト、県の方から出たということで、このタイミングで、もう一回、改めて予算を計上させていただいたものでございます。

○柳澤委員 説明はわかった。北インターから半径3km以内と説明を聞いたような気がするが、間違いはないですか。

○佐々木都市計画課長 未来産業基盤強化プロジェクト、県の方で支援をすると言っているのは3km以内です。

○柳澤委員 話の出所はわかったし、平成20年に一度上げたという話もわかった。今回、新規事業として上げるにあたって、最初に話を戻すとね、客観的に見て、北インター周辺より桜土浦インター周辺の方が、はるかにね、遊休地が多いんだよ。北インター周辺は、農地なんだよな。先まで行くと・・・・・・の、個人名を言っちゃだめか。企業用地とか、いっぱいあるんだけどね。向こうまで広げれば。そんなこと、平成20年だから、当時、そんな事があつたのかという気はしなくはないんだけど。それよりは、どういうふうにな、客観的に、ひいき目に見てもね、桜土浦インター、インターの傍にあるのは、雑木林ともつかない、杉林ともつかない、もうがちゃがちゃのね、土地がね、常総の傍、6町歩くらいかな。それから長峰の方が、7町歩か8町歩くらい、ひと塊なのね。それで人家が全くないのさ。どう見たってね、そういう事業を進めるなら、こっちの方がね、はるかにね、進めやすい気がするし、もう一つは、つくばの隣接なのね。常磐道を挟んで、つくば市、土浦市。企業が進出しようという判断をする場合においても、やっぱり、今、土浦じゃなくて、つくばでしょう、みんな。そういう意味でも、桜土浦にね、シフトを変えた方が、はるかにね、企業誘致にとっては、有利に動くんじゃないかというふうな気がするんですけど、その辺、どうでしょうね。

○佐々木都市計画課長 未来産業基盤強化プロジェクトで、県の方から支援を受ける際に、まず、市の方で地域を選出するという事業、どこがあるのかと揉んだ中で、計画を策定しなければならない。そのことに関しては、エリアは、全域でやっていくものと考えております。桜土浦も含めてですね、考え方としては、そういうことを盛り込んだ計画になると思いますけど、その中で、先ほど話した通り平成20年に、土浦北インターの所で調査した経緯があると。また、土浦北インターについては、3kmで円を引いた時に、ほぼ土浦市ということもございまして、まずは土浦北インターを仕掛けとしてやっていってはどうなのかと。一方で、桜土浦の方で話しがあった時は、それはそれで受けて、調整の方をしていければという考えがありますけど、仕掛けとして、まず、土浦北で仕掛けてはどうかということで、予算の計上をしたところですよ。

○柳澤委員 話は分かった。分かったけれどもね、これは、そんなにのんびりした話じ



やないよな。南の方から流通系の団地は、どんどんどんどん埋まっちゃった。水戸の方は、全然売れないでしょう。ご存じのようにね。だからね、のんびりね、3年計画、5年計画ではね、もう時期を失するんだよ。失っちゃうの。需要と供給のバランスだから。だからね、急いでね、桜土浦周辺も、土俵に乗っけて、同時進行でやってみるってこともね、部長ね、是非、考えていかないとね、企業誘致、発展という意味ではね、乗り遅れちゃう可能性があるよ。

○塚本都市産業部長 委員おっしゃるようにスピード感を持ってということがありますが、県の未来プロジェクトにしても、やっぱり、その辺、時間が掛かっては、圏央道、開通したインパクトが、折角、ある内にと。3年、5年、掛かっては逃げてしまうと。だから、それを短くしましょうよということで、支援策を、いろいろ出してくれている。今、都市計画課長が言いましたように、北インター、一度、手を付けたということがあります。地権者の意向調査をした時にも、開発意欲の高かった地権者が多かったということがあるんで、要は、一番、法規制とともに、手間取るのが、用地買収が時間の掛かる部分ですから、開発意欲の高い所を、もう一度、調べておけば、いざ、来た時に、まとめやすい部分がありますので、まずは土浦北インター周辺。同時に、同じように載せてはおきますけど、計画の中では、やはり土浦市内にあるインターというのは、載せておく必要がありますので、載せておけば、土俵にあがりますので、企業が、例えば、うちは桜土浦がいいんだと言えば、その周辺で、こういう所という提案にはなるかと思えます。それは、言われたように、相談があった場合は、同時に、相談できる体制は取っていきたいと思えます。

○柳澤委員 じゃあ、一つ、お願いだ。今、言った地理的な事は頭に入ったと思うんだよね。桜土浦周辺、その辺の地権者のね、一通り、調べてみてくれないかな。あの辺、俺、地元に近いから、知ってる人、いっぱいいるから。

○塚本都市産業部長 桜土浦周辺。

○柳澤委員 はい。それとなく聞いてみて、勝手に、そういうこと、議員が取っちゃいけないのかもしれないけど、あんた方の仕事の邪魔をしちゃ申し訳ないんだけどよ。ただ、どうだいと。というのはね、もう昔からね、あの辺の山林の地主、外の人もいるんだけどね、何とかならないのかよという話がね、何回もね、出てるのよ。これ、もったいなかっぺ、何とかならないのか。かといって、今まで、そういう開発話は、全く出てきていなかったの、そんなことが土俵にあるんです。北もそうだろうけど、桜土浦も、そういう地権者が、何人もいるって話し。後で、地権者、調べてみて。

○勝田委員長 それでは、他には。

○柏村委員 141ページ、3目の補助金、これはレンコンの、有害鳥獣のうんぬんかんぬんね。これはネットを張って、レンコンの芽を守るということだと思んですが、どのような効果があったんでしょうか。

○室町農林水産課長 この補助金については、レンコンの防鳥ネットの他にイノシシの防護柵・・・。

- 柏村委員 イノシシもですか。
- 室町農林水産課長 電気柵等への補助でございまして・・・。
- 柏村委員 レンコンは。
- 室町農林水産課長 委員の質問というのは、すでに設置してある防鳥ネットの効果という質問かと思いますが、そちらについては、今までレンコンが食べられて品物にならないということがあったので、防鳥ネットを張って、予防をした所は、被害は軽減されているという状況でございます。
- 柏村委員 軽減されているから、当然、やってるんでしょう。つまり、それをやらなければ、これだけの損害が出ているんだと。それに対してネットをやることによって、こうだというのを聞いているの。
- 室町農林水産課長 被害が出てますので、被害をなくすために取り組んでもらうという・・・。
- 寺内委員 それしかないだろう。どれぐらいの効果が出てかわからないから。
- 柏村委員 じゃあ、保留ね。次、142ページの畜産の、18節の家畜衛生のうんぬんかんぬんね。土浦市の家畜衛生指導協会補助、その補助金に、これに、豚・牛、これの糞尿処理って、どのような形で入るんですか。
- 室町農林水産課長 糞尿処理は、各畜産農家が、それぞれが処理をするというのが前提です。こちらの指導協会では、伝染病の防疫事業等の支援を行うことが目的の団体です。糞尿処理については、こちらの団体は取り組んでいません。
- 柏村委員 取り組んでいない。
- 室町農林水産課長 こちらの団体は。
- 柏村委員 どこで取り組んでいるんですか。
- 室町農林水産課長 糞尿処理の処理施設を作ったりとかは、別の補助金で対応することになります。
- 柏村委員 別って、どこになりますか。
- 室町農林水産課長 畜舎を建てる時に、それぞれ、設置の補助を活用して建てることになります。
- 柏村委員 かなり前に、現場に行って、その施設の中を見て、はみ出してる訳ね、周辺に。これ、どうするのって、聞いたら、はみ出してるのが当たり前だって話を、現場へ行って聞いたんだよね。そんな状況が、今もあるのかなと思って、ここが関連してるのかなと思って質問したんですが、関連がないのであれば、よく伝えておいてください。

（「誰に伝えるんだい」という声あり）

- 柏村委員 関係者だよ。それからね、これは簡単です。165ページの都市計画の総務、前にも話題になっていましたけど、無電柱化を推進する市区町村長の会の負担金というのに引っかけて言うんですけど、今後、土浦市で、電柱を無くすのは、どの辺、何ヶ所くらい予定されているんですか。
- 勝田委員長 無電柱化の予定ですか。

- 柏村委員　そうです。
- 勝田委員長　答えられますか。
- 佐々木都市計画課長　無電柱化を推進する市区町村長の会の負担金ということで、3,291団体で構成する組織なんですが、無電柱化の推進によって防災、景観の観点からですね、安全で魅力ある地域社会の形成ということで、その都度、情報をいただくことはあるんですが、市に中で、そういう計画というのは・・・。
- 柏村委員　加盟してることはわかった。私が聞いたかったのは、土浦市では、どうでしょうかってこと。
- 柳澤委員　予定があるかどうかってことだよ。  
(「ないよ」という声あり)
- 柏村委員　部長、それでいいの。
- 塚本都市産業部長　最近で、無電柱化になったのは、図書館の脇ですね。図書館整備と併せて。その後の予定というのはないですね。今、国で進めているのは、防災上、重要な輸送路ですから、6号とか、そういう所、一部、入ってますけど、市としての事業、無電柱化はありません。
- 柳澤委員　一つ、お願い的な事なんだけどね、172ページのね、都市緑化事業費の工事請負費の木道の改修工事費170万円、この170万円で、あの木道、俺、毎日のように、あそこを歩くんだけど、散歩で、状況、よく分かってるの。全面、直すの、170万円で。
- 浅岡公園街路課長　木道の方も、その中で、やりますんで、危険箇所、部分部分で修繕させていただきます。できる範囲の中でやれば、架け替えの方も、補修の方も考えられます。
- 柳澤委員　例えば50m区間、直線区間で、特に傷んでいる部分があれば、部分的に、何メートルか、床板を入れ替えるという方法、それとも連続して、その区間はやっちゃんという方法なの。どっちなの。
- 浅岡公園街路課長　今、委員がおっしゃってるのは・・・。
- 柳澤委員　木道、水郷の。これ、水郷の木道だろう。
- 浅岡公園街路課長　こちらは新治にある小野の・・・。
- 柳澤委員　ええ、新治。12目の14節だよ。水郷公園だと思って話を聞いていたんだけど、新治なの。
- 浅岡公園街路課長　はい。
- 柳澤委員　新治に、そういう所あるのか。木道なんか。  
(「小町の館の所だよ」という声あり)
- 柳澤委員　山の上か。そうか。勘違いしてた。じゃあ、この前、一般質問でも出ていたはずなんだけど、水郷公園、あの木道、非常に危ない、実態、分かってるよね。あれは急いでね、修理してやらないとね、転んで怪我して責任問題になるから、予算化してください。
- 岡田建設部長　霞ヶ浦総合公園事業という予算がありますが、予算的には、かなり少

ないので、今後、予算取りをしていきたいと思っております。

○柳澤委員 一生懸命、頑張って、予算をもらって直しちゃった方が良いよ、あれ。非常に危ないから。

○寺内委員 イルミネーションのやつ、去年、頼んだけど、遠い所の業社なんだよな。なるべく地元の業社に頼めば、2週間もネオンが切れっぱなしなんて、あり得ないもんな。それでは、何のためにイルミネーションをやっているのか、わからなくなっちゃうので、検討してもらいたい。要望でいいから。

○小坂副委員長 コロナウイルスで図書館が閉館になってるんですけど、水郷公園で、ネイチャーセンターって、狭いんだけど、あそこ、不特定多数の人が来るんだけど、大丈夫なの。

○浅岡公園街路課長 その辺、関係部署と調整して対応してまいります。

○平石委員 急傾斜地崩壊対策工事について、来年度、二中の裏っていう話がありましたが、今まで木田余の方から来て、国道道路を超えて二中の裏に行って、ずっと向こうに行くということでしょうか。

○草間道路課長 委員、おっしゃる通りです。

○勝田委員長 コミュニティバスの調査費なんですが、試験運行までのステップは、どれぐらいの期間ですか。

○佐々木都市計画課長 どこを走らせるかというのを早く決めてですね、次年度予算ということで、1年弱で、そこまで行ければということで、進めようとしています。

○勝田委員長 その他、ございますか。

(「なし」という声あり)

○勝田委員長 なければお諮りいたします。分科会としての賛否を確認いたします。この予算について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○勝田委員長 異議もないようですので、分科会としては、原案可決といたします。予算特別委員会分科会の審査は、この程度として、引き続き産業建設委員会の審査に戻ります。それでは、報告事項に入ります。アの工事発注状況報告別添資料1については、各自で目を通していただくということで、説明の方は省略させていただきます。その他に、執行部から何かございますか。

○和田下水道課長 下水道課でございます。先日行われました産業建設委員会での新年度予算説明におきまして、内田委員からご質問の予算書の392ページに記載されておりました令和2年度土浦市下水道事業会計予算の概要につきまして、条項第4条の2特例的収入及び支出における未収金の内訳でございますが、会議の中で、年度末分の使用料について、年度をまたいでの納付分と説明させていただきましたが、再度、内容確認しましたところ、受益者負担金等の未納分も含まれた額でございますので、お詫びのうえ訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。下水道課は、以上でございます。説明につきましては以上でございます。

○勝田委員長 その他執行部の方から何かございますか。

(「なし」という声あり)

○勝田委員長 無ければ、執行部の皆様、退席していただいて結構です。お疲れ様でした。委員の方には、協議事項がございます。

(執行部退席)

○勝田委員長 次に、協議事項4の各種委員会委員の選出についてでございます。まずアの学校給食センター運営審議会委員、現在は矢口清委員でございますが、如何いたしましょうか。

(「継続で」という声あり)

○勝田委員長 学校給食センター運営審議会委員は、引き続き矢口清委員にお願いいたします。次にイの学区審議会委員、現在、私がやらせていただいておりますが、如何いたしましょうか

(「継続で」という声あり)

○勝田委員長 それでは、私が学区審議会委員を務めさせていただきます。その他、委員の方から、何かございますか。

(「なし」という声あり)

○勝田委員長 それでは以上で、産業建設委員会を閉会いたします。